

多摩リーディングプロジェクト - 明日の多摩を拓く -

平成17年1月



凡 例

第3章において各事業の冒頭に記載している平成17年度の数值は、平成17年度当初予算(案)に係る当該事業の事業費である。表示単位未満を四捨五入している。

はじめに

現在、国が中心になって進めている三位一体改革は、国と地方との役割分担を明確にするという本質的な議論が先送りされ、全国の地方自治体は、不安感をぬぐいきれないでいます。改革が本来ねらいとすべき地方分権は、これからの国の新しい形をつくる仕組みづくりであり、地方自治体にとっては、更なる自立と自治体間の競争が求められます。

これからの多摩は、持てる地域の優位性をより高め、発揮させていくことにより、一層の飛躍を目指していくことが必要です。

「多摩リーディングプロジェクト - 明日の多摩を拓く - 」は、こうした認識のもとに、都がどのように多摩振興に取り組むのかを基本施策として明らかにしたものです。この中では、都の多摩重点推進事業の推進、国等事業の促進の働きかけ、市町村事業への支援を柱にまとめました。

多摩重点推進事業では、広域的に大きな効果や多摩地域固有の資源を活かし育む効果等が期待される事業を選定し、事業目標、事業効果等を明らかにしました。

また、これからの多摩振興の要となる国等の事業の促進を働きかけるとともに、市町村事業への支援では、各市町村が地域の資源を有効活用し、底力が強く発揮される仕組みを新たに実施することにしました。

今後、多摩振興をより実効あるものにするため、都の多摩振興策の全体像や相互関係、進捗状況等を総合的にとらえるとともに、定期的に振興策のフォローアップを行い、社会経済状況の変化に柔軟に対応して、必要な見直しを行っていきます。

目 次

序 章	多摩振興の新たな展開	2
1	多摩振興策の見直し	2
2	わかりやすい振興策へ	3
第1章	首都圏を牽引する多摩	4
1	産業創造の機運が高まる	4
2	人・物の動きが活発化する	4
3	埼玉県から神奈川県に至る広域連携の中核へ	5
4	多摩の自然に対する関心が高まる	5
第2章	これからの多摩振興策	6
1	多摩の目指す方向	6
2	施策展開の視点	6
3	振興策の3つの柱	7
4	多摩重点推進事業の推進	8
5	国等事業の促進の働きかけ	10
6	市町村事業への支援	12
第3章	20の多摩重点推進事業	14
1	多摩の新しい基盤を創る	16
2	産業のフロンティアになる	30
3	豊かな自然を再生し、活かす	38
4	安心を高め、未来を育む	46

序 章 多摩振興の新たな展開

1 多摩振興策の見直し

都はこれまで、多摩の振興について、平成 13 年 8 月に「多摩の将来像 2001」を策定し、15 年後の多摩地域のあるべき姿(将来像)を明らかにするとともに、将来像を実現するため、特に取組が必要な事項をチャレンジテーマとして設定した。

平成 15 年 3 月には、その将来像の一層の具体化を図るため、「多摩アクションプログラム」を策定し、チャレンジテーマを軸に、行政、住民、民間等の多様な実施主体による、具体的な事業の取組手順を示した。これらにより、都、市町村をはじめとする多様な主体が多摩の活力と魅力の向上へ取り組んでいるところである。

しかし、一方では、都、市町村、国や関係機関の事業が、多くの分野にわたり網羅的に示されていることから、都の事業の優先度や個別事業の実施内容・事業目標など、都の取組がわかりにくい側面が見られた。また、個別事業の展開に際しては縦割り行政になりやすく、そのため、都の振興策の全体像が見えにくい状況になっている。更に、都事業と市町村事業、国等事業との連携についても、今後、一層求められるところである。

これまでの多摩振興の課題

- ・ 都・市町村・国等の事業が網羅的
- ・ 都事業の優先度や事業目標が不明確
- ・ 個別事業が縦割り行政で展開
- ・ 都事業と市町村事業や国等事業との一層の連携が必要

2 わかりやすい振興策へ

多摩の課題は様々であるが、今回とりまとめる「多摩リーディングプロジェクト - 明日の多摩を拓く - 」は、多摩の首都圏に果たす役割を踏まえ、多摩振興の基本施策を明らかにすることを目的とするものである。都は、広域的自治体の立場から多摩地域を総合的にとらえ、多摩振興をより実効あるものとするために、都自らが重点的に取り組む事業を明らかにする。また、都事業とあわせて、市町村、国や関係機関の事業との連携を図ることにより、効果的に振興策を展開するものである。

1 都の振興策の全体像を明らかにする

- ・ 多摩に着眼した施策の総合性と横断的取組を強化

2 網羅的な振興策から重点的な振興策へ

- ・ 多摩の優位性を活かすことを目的に、都が重点的に推進する事業をとりまとめ、着実に推進

3 事業目標を明確にする

- ・ 都事業のフォローアップを行い、実効性を確保

4 多摩振興の一体的な展開を目指す

- ・ 都が自ら積極的に事業展開を図ることにより、市町村や国、関係機関の都市づくりとの連携を促進

第1章 首都圏を牽引する多摩

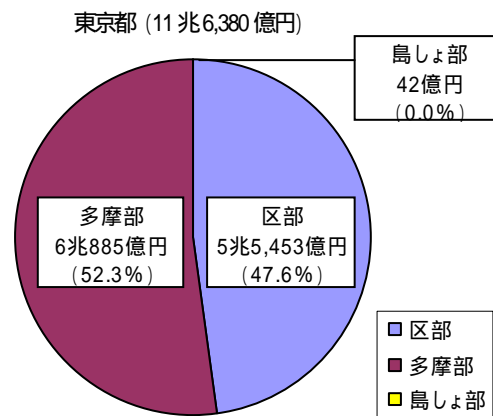
多摩地域は、東京の人口の三分の一に当たる 400 万人を超える人口を擁し、首都機能に隣接することによる利便性と、人、物及び情報の結節点として、一層の発展と個性の発揮が期待されている。

また、「東京の森」とも言える多摩の豊かな自然は、都心地域とは異なる、多摩固有の都市づくりを可能にする貴重な資源である。

1 産業創造の機運が高まる

多摩地域は、都心部からの大手工場の移転などにより、電気機械、輸送機械等の業種が集積し、一方では、民間をはじめとする試験研究機関や理工系学部を有する大学が数多く立地し、先端技術に関する頭脳を集積してきている。また、産学連携、異業種交流等が進む中で、中小企業においても情報産業やバイオ産業など付加価値の高い産業への進出が見られている。製造品出荷額等は、区部を上回り、例えば情報通信機械関係の分野では、全国シェアの約 1 割を占めるなど、多摩の優位性を活かした産業創造が既に始まりつつある。

<平成15年 東京都の製造品出荷額等>



資料：「平成15年工業統計調査 - 東京都分調査結果(速報) - 」
(東京都総務局)

(注) 表示単位未満を四捨五入し端数調整を行っていないため、合計等と一致しない場合がある。

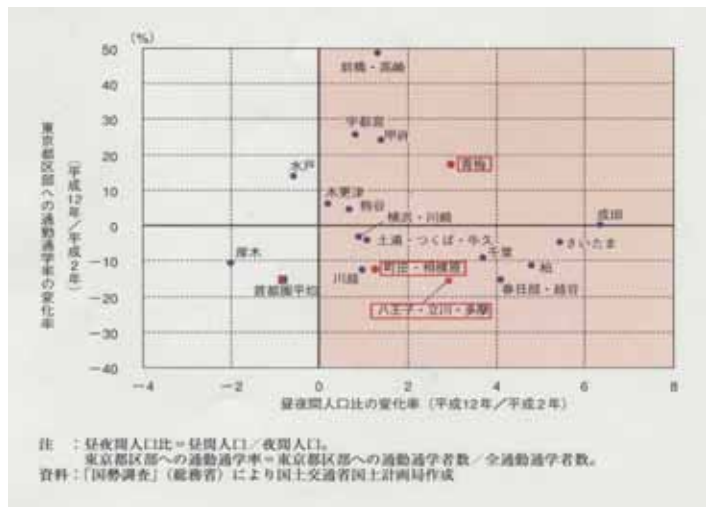
2 人・物の動きが活発化する

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)や南北道路をはじめとした交通基盤の整備は、多摩地域での人・物の移動に変化の兆しを見せている。首都圏全域における地域間パーソントリップ数の伸びや通勤通学者数の変化を見ても、全体的

地域間パーソントリップ数：人(パーソン)の動き(トリップ)を把握するパーソントリップ調査によりとらえた平日の地域間における人の移動状況

には、都心部への依存傾向は弱まり、近傍都市間の移動に増加傾向が見られる。また、工場跡地等の空地利用などによる大型商業施設の出店の動きも見られる。

< 広域連携拠点の昼夜間人口比と東京都区部への通勤通学率の変化 >



出典:平成 16 年度 首都圏白書 (国土交通省)

3 埼玉県から神奈川県に至る広域連携の中核へ

これまでも、国道 16 号沿いでは、狭山市や相模原市などにおいて、ベンチャー企業の創業支援施設が開設され、これらを拠点とした連携も始まっている。更に、平成 17 年度には圏央道が中央自動車道と接続される予定であるが、幹線道路の整備促進は、多摩地域を中心に埼玉県の狭山・川越・所沢から神奈川県の川崎・横浜・相模原・厚木にまたがる広域的な地域での産業活動を一層活発化させる。埼玉県、神奈川県、将来的には千葉県に至る、多摩を中核とした、首都圏の都市間連携の新時代の到来である。

4 多摩の自然に対する関心が高まる

多摩の森林や里山・谷戸などの自然は、東京のみならず、首都圏全体の環境を支え、潤いと安らぎを与える財産となっている。しかし、森林の荒廃や農地の減少などにより、自然地や緑地が減少傾向にあり、更には、シカ食害が深刻化するなど、多摩の自然環境は厳しい状況に直面している。一方で、都民の自然環境に対する関心が高まっており、多摩の有する豊かな空間を保全していかうとする活動も活発化している。



首都圏で果たす役割が高まる多摩

第2章 これからの多摩振興策

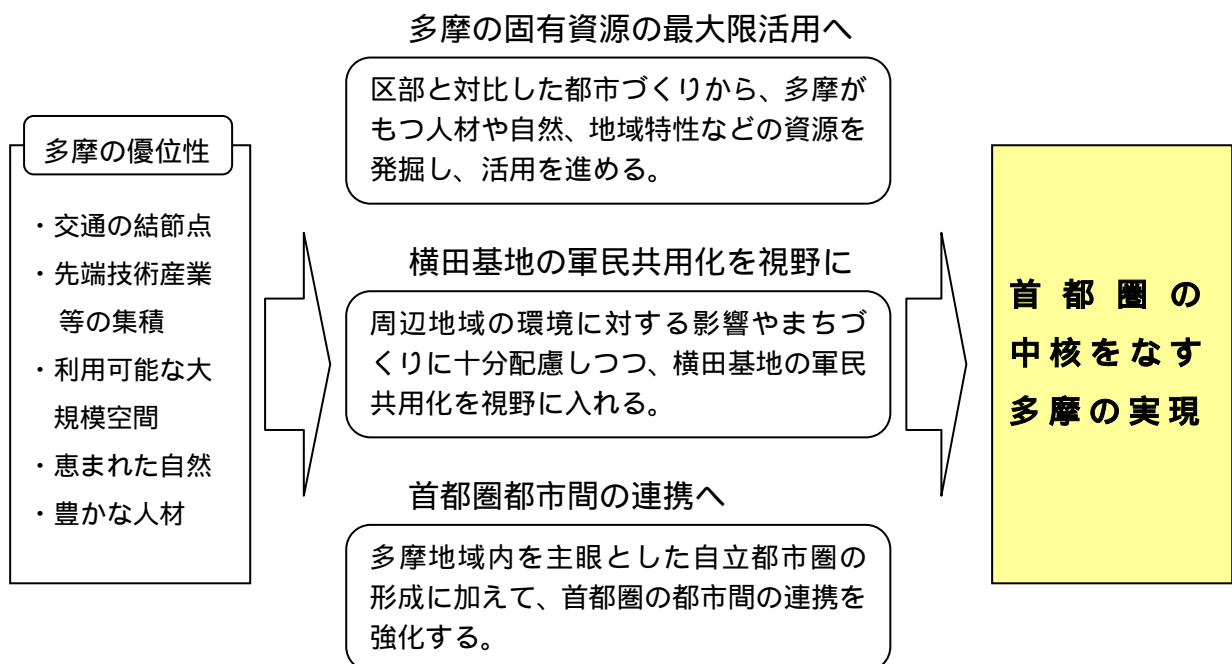
1 多摩の目指す方向

多摩地域は、交通の結節点、先端技術産業等の集積、利用可能な大規模空間、恵まれた自然、豊かな人材など、都心部とも異なる優位性を有している。これらを活かしながら、多様な機能を備え、かつ、広域的な都市間のネットワークを強める「自立と連携」の都市づくりを進め、首都圏の中核をなす多摩を実現していく。

2 施策展開の視点

今後、圏央道や南北道路などの広域幹線道路や産業・物流拠点、情報通信網等の整備が進むことにより、多摩地域を拠点とした人や物の動きは加速化され、先端技術産業が更に成長し、ものづくり、商業活動の一層の活発化、人の交流の拡大や雇用の創出が期待できる。

これからの多摩振興に当たっては、多摩地域における人・産業・自然・空間等の「多摩の固有資源」を最大限活用するとともに、将来、多摩及び首都圏の大きな発展の引き金となる「横田基地の軍民共用化」を視野に入れつつ、区部のみならず、技術力の高い企業の集積が進んでいる「首都圏の各都市」との広域連携を強めることを視点に、施策の展開を図る。



3 振興策の3つの柱

首都圏の中核をなす多摩の実現に向けては、多摩の都市づくりに関わる事業主体の総合力を結集することが不可欠である。

このため、都は、

都が重点的に取り組む「**多摩重点推進事業**」の推進

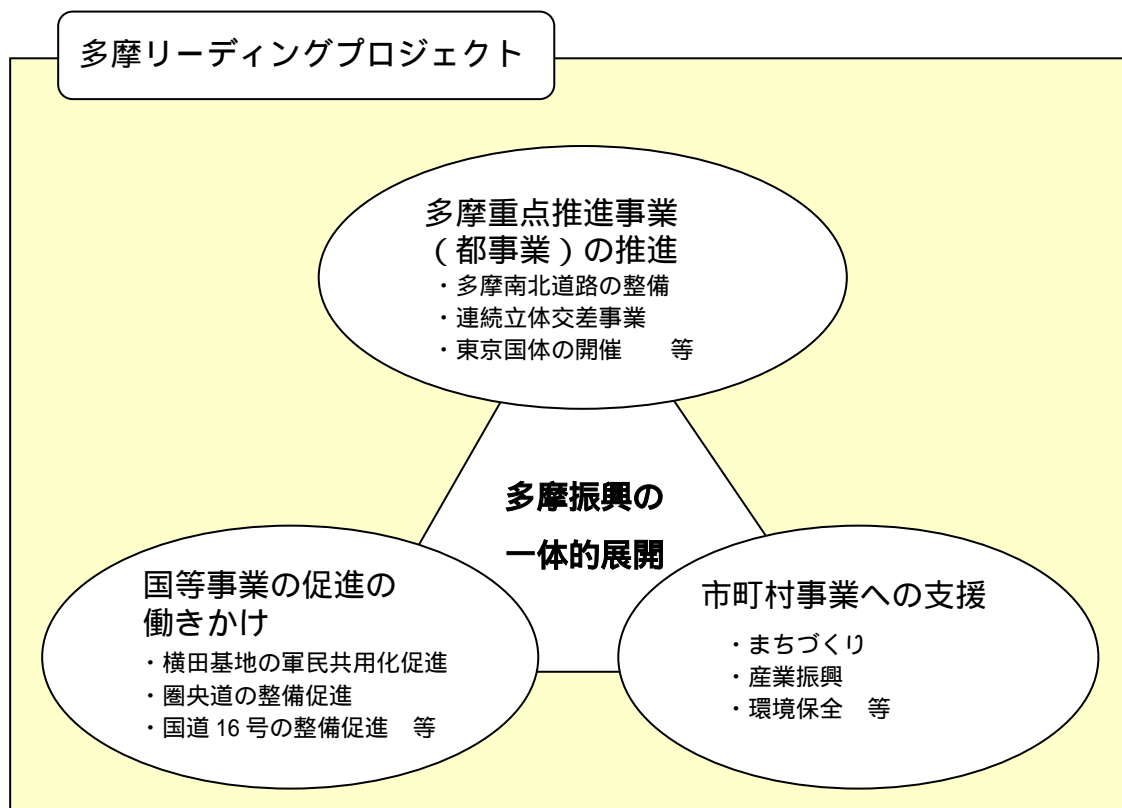
国や関係機関が主体となる**国等事業の促進の働きかけ**

市町村事業への支援

以上3つの柱により、多摩振興を展開していく。この取組が、「**多摩リーディングプロジェクト**」である。

都は、広域的自治体として多摩地域を総合的にとらえるとともに、多摩重点推進事業を着実に推進する。また、市町村や国、関係機関との連携を強化し、一体的な多摩振興に努めていく。

都が実施する「多摩重点推進事業」は、広域的に大きな効果、複数の事業分野への波及効果、多摩地域の固有の資源を活かし育む効果の創出が期待される事業である。また、緊急に取り組むべき課題にも対応するものである。



4 多摩重点推進事業の推進

多摩の優位性を活かし、存在感を発揮するため、「多摩の新しい基盤を創る」「産業のフロンティアになる」「豊かな自然を再生し、活かす」「安心を高め、未来を育む」の4つの施策テーマのもとで、20の「多摩重点推進事業」を定め、着実に推進する。

施策テーマ1：多摩の新しい基盤を創る

幹線道路の整備促進や新たなまちづくりにより、生活利便性を高め、あわせて、都市間連携の促進や経済活力の向上を図る。

- 1 圏央道アクセス道路の整備（平成22年度（仮称）新滝山街道全線完成予定）
- 2 多摩南北道路主要5路線の整備（平成22年度調布保谷線全線完成予定他）
- 3 多摩地域における都市計画道路の整備方針の策定（平成17年度策定）
- 4 連続立体交差事業の推進（平成22年度JR中央本線（三鷹～立川）事業完了予定他）
- 5 交差点すいすいプランの推進（平成16年度末第2次交差点すいすいプランの策定他）
- 6 東村山市本町地区プロジェクト（平成18年度まちびらき）

施策テーマ2：産業のフロンティアになる

先端技術産業や大学、研究機関等の集積効果を高めるとともに、農地や森林を活かす取組を推進し、産業の活性化を図る。

- 7 産業支援システムの再整備（平成18年度以降産業支援体制を構築）
- 8 首都大学東京「産学公連携センター」の開設（平成17年度開設）
- 9 西南部物流拠点の整備促進（物流拠点の機能や整備方針について関係市とともに検討）
- 10 多摩の観光振興に対する支援（広域的連携事業への取組を推進）
- 11 東京農業の確立（新しい農業経営、意欲的な農業後継者の育成他）
- 12 森林産業の創出（多摩産材の需要を平成27年度には30,000 m³に拡大他）

施策テーマ3：豊かな自然を再生し、活かす

残された貴重な財産である自然を活かすため、森林や里山を保全し、多摩地域の河川の水環境の向上を図る。

- 13 多摩の森林再生事業（平成 63 年度までの間、毎年度 1,440ha 間伐）
- 14 シカの食害対策（シカの適正生息数への誘導、平成 19 年度までに治山対策 14ha 他）
- 15 企業及びNPOとの協働による緑の保全（東京グリーンシップ・アクション）（平成 17 年度以降自然環境保全活動を実施する地域の拡大等を検討）
- 16 東京都レンジャーによる自然公園の適正利用・管理（平成 17 年度東京都レンジャーの拡充）
- 17 多摩地域の水環境の維持・向上（平成 20 年代後半までに下水道普及率 100% 概成他）

施策テーマ4：安心を高め、未来を育む

市民の安心を高めるため、質の高い医療の提供と、山間部の災害対策を強化するとともに、平成 25 年へ向けて東京国体の開催に取り組む。

- 18 山間部の災害対策（平成 16 年度末応急活動用データマップ作成他）
- 19 多摩メディカル・キャンパスの整備（平成 21 年度開設）
- 20 東京国体の開催（平成 25 年開催）

今回とりまとめた事業以外にも、多摩地域の特定のエリアに関する課題や福祉、医療、教育、防災、治安対策など暮らしに直結した事業の中にも重要な事業は多い。広大な未利用地の活用や既成市街地の整備など面的整備の課題もある。多摩の更なる発展を目指して、広域的な立場から総合的な推進を図っていく。

5 国等事業の促進の働きかけ

これからの多摩振興の要となる事業には、国や鉄道事業者をはじめ関係機関が事業主体となる事業や道路など隣接県との連携が必要な事業も多い。都は、国等に対し、事業促進を目指し強力で働きかけていく。

横田基地の軍民共用化の促進

横田飛行場は、多摩地域の中央部に位置する約 714ha の米軍基地である。近年の国際情勢の変化やそれに伴う米軍再編の動きのなかで、平時における軍事的な比重は低下していると考えられ、この機をとらえ、返還に向けた第一歩として、米側に横田飛行場の民間航空利用の実現を求めることが必要である。

首都圏には成田、羽田の両空港があるが、航空需要に対して空港容量が十分でなく、また東側に偏在して西側の航空利便性が欠けているため、ニューヨークなどの海外の主要都市に比べ航空機能が極めて不十分な状態にある。

既存施設を有効活用する横田飛行場の民間航空利用の実現により、こうした問題に対応して、多摩地域をはじめ埼玉、神奈川、山梨など首都圏西部地域の人々の空港利用をより便利なものにするとともに、周辺地域における産業の活性化や雇用の促進など多摩振興の引き金にすることができる。

既に平成 15 年 5 月の日米首脳会談で軍民共用化の実現可能性を検討することが合意されており、これを踏まえ、国と連携して周辺基盤整備や騒音対策などの課題への対応を図りつつ、地元市町との理解と協力を得ながら、横田飛行場の民間航空利用が早期に実現できるよう、国に積極的に働きかけていく。



首都圏の空港立地（ニューヨーク大都市圏との比較）

東京外かく環状道路・首都圏中央連絡自動車道の整備促進

環境改善や交通渋滞解消等、整備効果が高い首都圏における高速道路ネットワークの充実を図り、多摩地域を自立性の高い活力ある圏域に形成していくため、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道を早期かつ確実に整備促進するよう、国に働きかけていく。



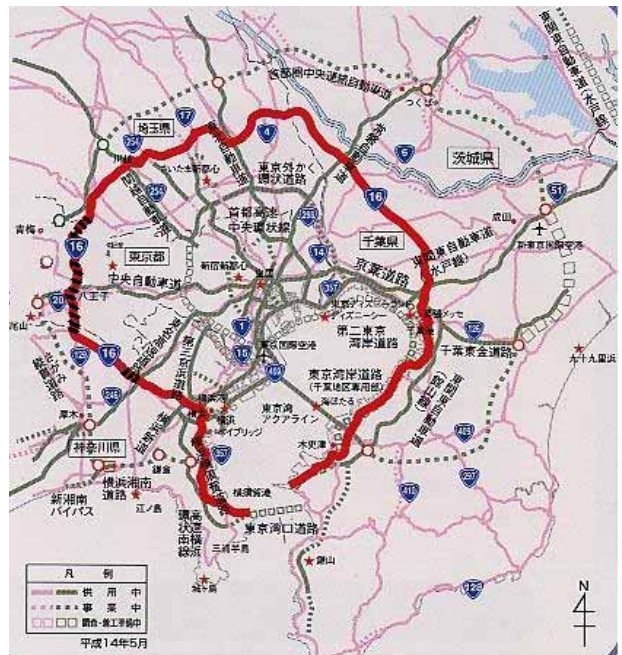
< 事業概要図 (外環道: 関越道 ~ 東名高速間) >



< 事業概要図 (圏央道) >

国道16号の整備促進

都市交通の混雑を緩和して交通を円滑化し、都市幹線道路の体系的なネットワークを構築することにより、多摩地域を自立性の高い活力ある圏域に形成していくため、横浜市、八王子市、さいたま市、千葉市など首都圏の主要都市をつなぐ重要な環状道路である国道16号について、多車線化などの整備を促進するよう、国に働きかけていく。



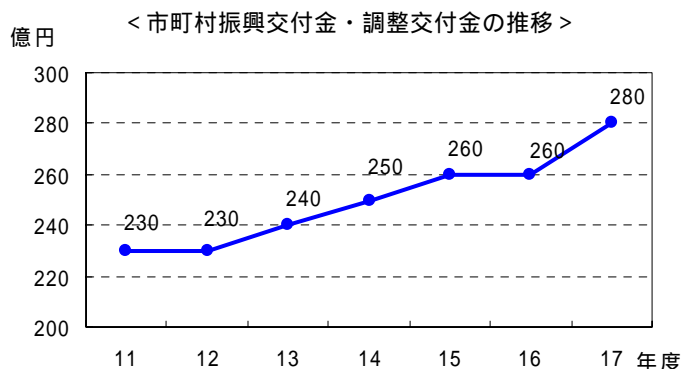
6 市町村事業への支援

都は、これまでも、市町村に対し、各種補助金・交付金による財政支援や、市町村の要望に応じた都職員の派遣などの人的支援、行財政運営に関する助言や情報提供を行ってきた。

地方分権の時代にあって、市町村の役割はますます高まっている。都は、広域的自治体の立場から、今後も各種の支援策を着実に推進するとともに、まちづくりなどに共同して取り組んで効果的な事業展開を図るなど、市町村を積極的に支援していく。

自主性・自立性の向上に資する行財政支援

都は、これまでも、多摩地域の発展や市町村の行政水準の向上を図るため、市町村振興交付金及び市町村調整交付金により所要の経費を財源補完するなど、市町村に対する財政支援を行ってきた。また、区市町村振興基金により、長期かつ低利の資金を融資し、区市町村の財政負担の緩和を図ってきた。



今後も、自主的・自立的な行財政運営を行うために頑張っている市町村に対し、これらの制度を効果的に活用して、一層適切な行財政支援を行っていく。

また、各市町村が地域の資源を有効活用し、底力を最大限発揮する取組に対する支援制度として、新たに、「多摩島しょ底力発揮事業」(次頁参照)を実施する。

人的支援

市町村が抱える様々な課題解決を支援するとともに、都と市町村の相互理解を深めるため、市町村への都職員の派遣や、市町村から都への職員の受入れなどの人的支援を積極的に推進していく。

助言・情報提供

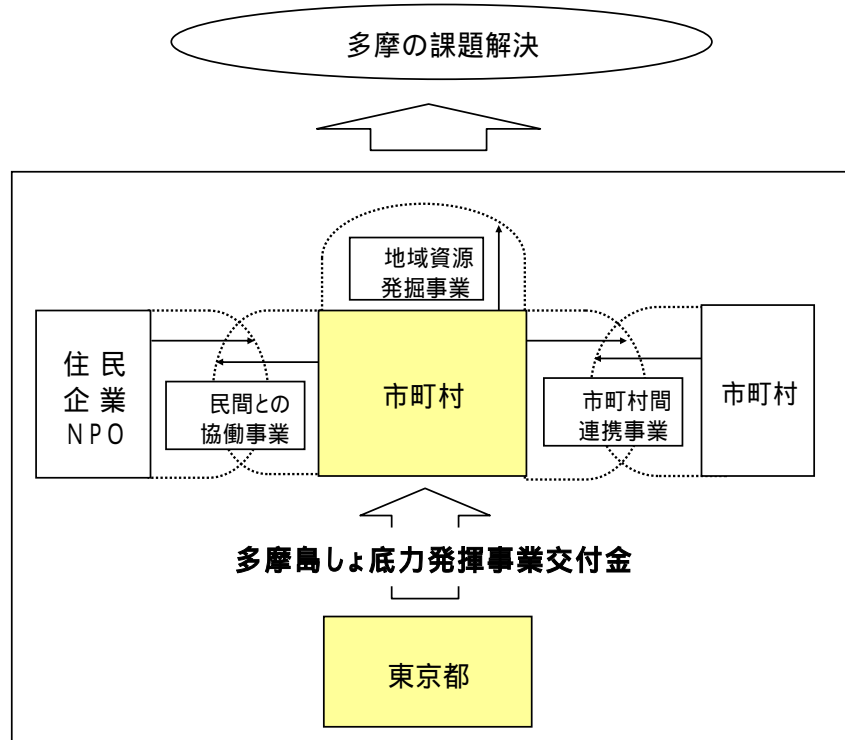
市町村が実施する各種事業や行財政運営に関して、市町村からの相談に積極的に応じるとともに、市町村のニーズを的確に把握した上で、必要な助言や情報提供を行っていく。

多摩島しょ底力発揮事業

目的

都と市町村とが一体となったまちづくりを進める仕組みとして、新たに、「多摩島しょ底力発揮事業」を実施し、交付金による財政支援を行う。

新たな交付金では、各市町村の持てる底力を発揮し、今後の地域発展に向けた課題を解決するために取り組む市町村のまちづくり事業に対して支援を行う。



支援内容

地域の課題解決に向けて、新たな地域資源を活かした取組や、近隣市町村と共同しての取組、地域の様々な主体の持てる力を結集する取組を財政支援の対象とする。

< 対象事業 >

- 地域資源を新たに発掘・発信する事業
- 住民、企業、NPO等多様な主体との協働事業
- 市町村間の連携事業

補助率

事業費に対して最大2分の1

第3章 20の多摩重点推進事業



山梨県

圏央道アクセス道路の整備 ((仮称)新滝山街道) (P.16)

多摩地域における都市計画道路の整備方針の策定 (P.23)

交差点すいすいプランの推進 (P.26)

産業支援システムの再整備 (P.30)

西南部物流拠点の整備促進 (P.32)

多摩の観光振興に対する支援 (P.33)

東京農業の確立 (P.34)

企業及びNPOとの協働による緑の保全 (P.42)

東京都レンジャーによる自然公園の適正利用・管理 (P.43)

多摩地域の水環境の維持・向上 (P.44)

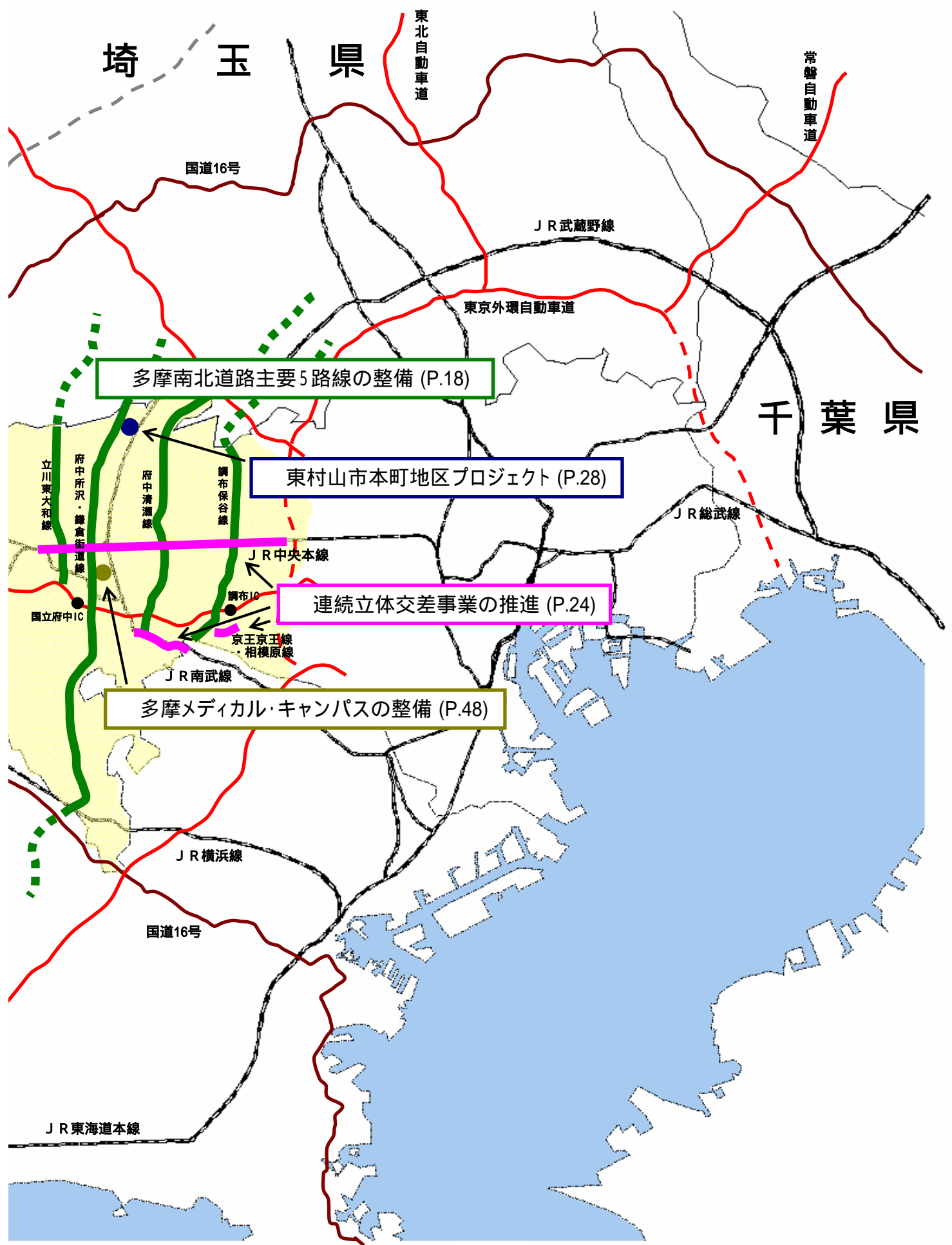
東京国体の開催 (P.50)

首都大学東京「産学公連携センター」の開設 (P.31)

神奈川県

埼玉県

千葉県



1 圏央道アクセス道路の整備

(局名) 建設局

圏央道の整備に伴い、都内に計画されているインターチェンジ(日の出IC、あきる野IC、八王子北IC、八王子南IC)への交通需要に対処するため、圏央道アクセス道路(6路線、延長約24.6km)の指定・整備を実施しており、これまでに5路線が既に完成している。残るあきる野ICへのアクセス道路である(仮称)新滝山街道を早期に整備する。

【平成17年度 2,952百万円】

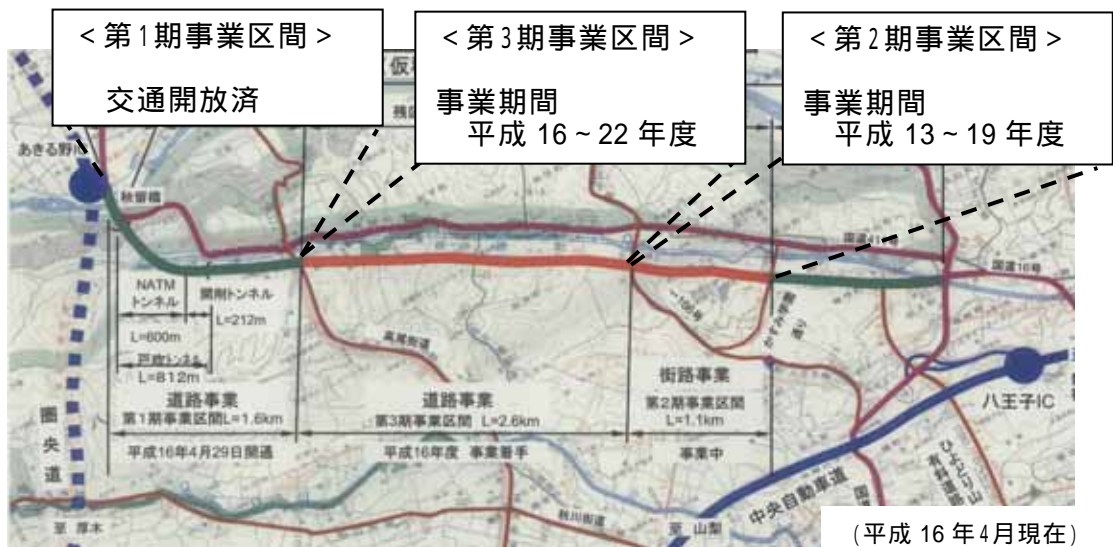
(仮称)新滝山街道の整備を促進する

国道16号から国道411号秋留橋までの約7.0kmの新設道路であり、圏央道あきる野ICのアクセス道路の機能及び国道411号のバイパス機能を持つ(仮称)新滝山街道を整備する。

【事業目標】

平成22年度 (仮称)新滝山街道全線完成予定

圏央道東京都区間の整備に合わせ事業を推進していく。

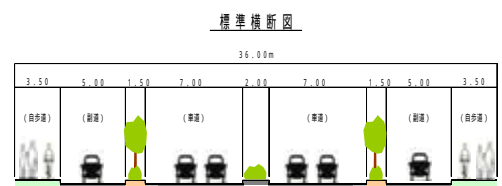


(注) 「事業期間」とは、主として都市計画法に基づく事業認可を受けている期間を指す。

質の高い道路を整備する

副道のある環境施設帯を併設し、自動車騒音などによる周辺環境への影響を軽減するとともに、本線への流入を極力制限する。

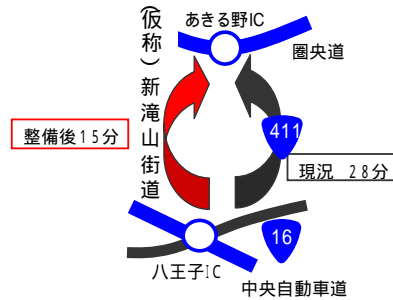
- あきる野IC～国道16号(延長約7km)が地域高規格道路の「計画路線」に指定(平成10年6月)
- あきる野IC～一般都道166号(延長約5km)が同「整備区間」に指定(平成16年3月)



地域高規格道路：一般国道、主要地方道の中で、道路ネットワーク上高規格道路として整備することが望ましい路線として、都道府県等の要望に基づき国が指定する道路

【事業効果】

広域的な幹線道路網の形成
 渋滞ポイントの解消
 時間短縮効果
 あきる野IC～八王子IC
 (現況) 28分 (整備後) 15分



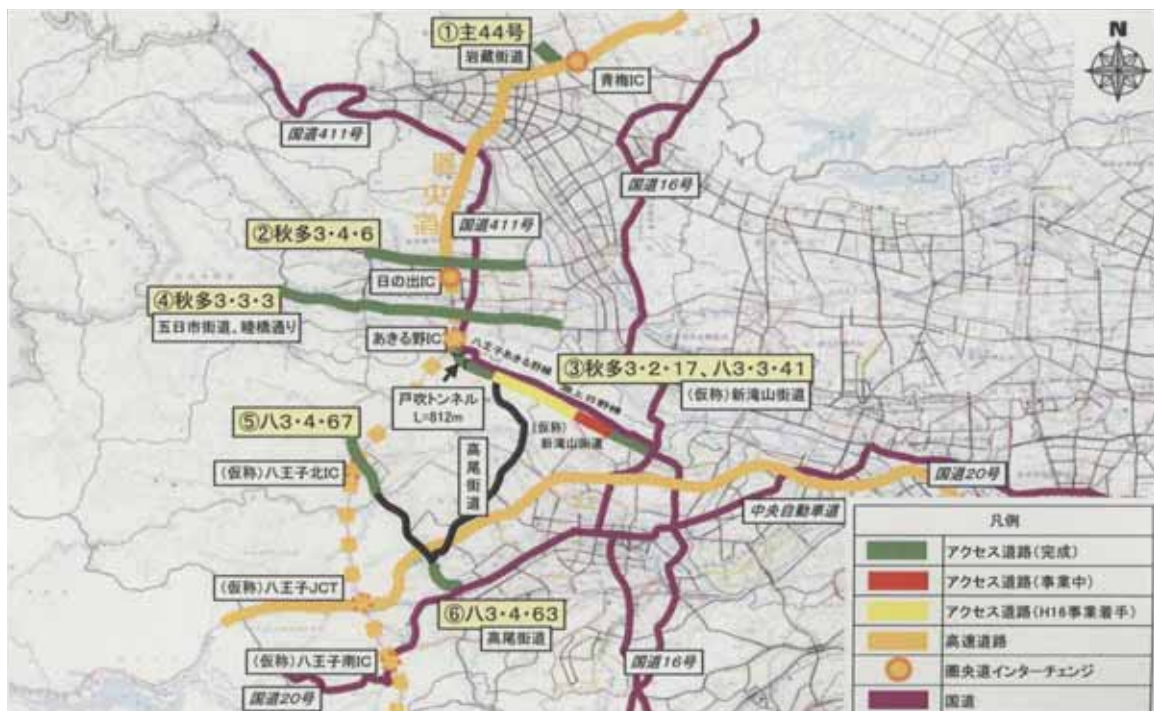
<参考> 圏央道アクセス道路の整備状況

- ・ 秋多3・3・3号線(五日市街道、睦橋通り)や主要地方道44号(岩蔵街道)など5路線、約20.9kmの整備を完了
- ・ 残る(仮称)新滝山街道の3.7km区間について事業中であり、早期完成を図る。

<路線別整備状況>

(平成16年4月現在)

NO	路線名	計画延長(m)	幅員(m)	完成年度
	主要地方道44号瑞穂富岡線(岩蔵街道)	900	11	平成8年度
	秋多3・4・6	4,700	18~25	平成15年度
	八王子3・3・41 秋多3・2・17((仮称)新滝山街道)	7,040	23~38.5	平成22年度(予定)
	秋多3・3・3(五日市街道、睦橋通り)	8,230	22	平成12年度
	八王子3・4・67	2,070	18	平成13年度
	八王子3・4・63(高尾街道)	1,700	20	平成11年度

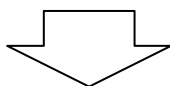


多摩地域の南北道路主要5路線(調布保谷線、府中清瀬線、府中所沢・鎌倉街道線、立川東大和線、八王子村山線)について重点的に整備を進める。

【平成17年度 17,806百万円】

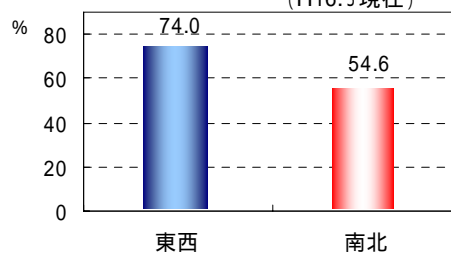
調布保谷線や府中所沢・鎌倉街道線などの整備を促進する

これまで、旧街道を中心に東西方向の路線を主に整備してきたが、今後は、都市間連携の強化、交通渋滞の解消を図るため、南北方向の路線の整備を重点的に進める。

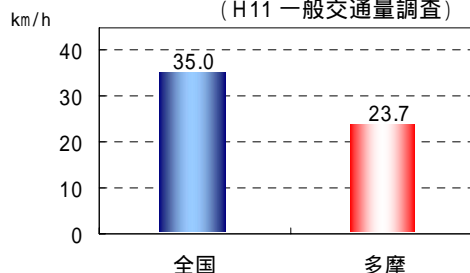


骨格幹線道路ネットワークの早期形成

<多摩地域の都市計画道路完成率>
(H16.3現在)



<混雑時旅行速度>
(H11一般交通量調査)



資料:道路交通センサ(全国道路交通情勢調査)

【事業目標】

(平成16年3月現在)

NO	路線名	計画延長 (km)	完成		事業中		備考
			延長 (km)	率 (%)	延長 (km)	完成目標年度	
	調布保谷線	14.2	3.8	26.8	10.4	平成22年度	全線完成
	府中清瀬線	17.6	14.0	79.4	3.6	平成22年度	全線開通(注1)
	府中所沢・鎌倉街道線	27.3	13.2	48.4	3.7	平成18年度	一部完成
	立川東大和線	9.2	2.8	30.3	2.7	平成21年度	一部完成
	八王子村山線	11.5	9.8	85.3	1.7	平成19年度	全線完成

(注1) JR中央線交差部の歩道は概成

(注2) 事業中延長は、端数処理の関係で、路線別図(20~22頁)の事業中延長の合計と一致しないことがある。

【事業効果】

- 都市間連携の強化
- 効率的な幹線道路ネットワークの形成
- 防災の強化
- 災害時の延焼遮断帯、避難路、緊急輸送路
- 環境の改善
- 環境施設帯や歩道への植栽、都市のみどりの創出
- 経済の活性化
- 交通渋滞解消、流通コストの低減

【事業実施上の工夫】

- 沿道環境に配慮した道づくり
 - 調布保谷線、府中所沢線では、車道の両側に 10m の環境施設帯を設置
 - 沿道利用に応じた環境施設帯タイプを検討する協議会を設置するなど、住民参加のもとで整備を進める。



< 参 考 >

(平成 16 年 3 月現在)



調布保谷線

～平成22年度に全線完成予定～

- <1> 西東京3・2・6（西東京区間）
都県境～青梅街道
事業期間：平成12～平成22年度
- <2> 武蔵野3・3・6、三鷹3・2・6（三鷹武蔵野区間）
井ノ頭通り～東八道路
事業期間：平成14～平成22年度
- <3> 三鷹3・2・6、調布3・2・6（調布三鷹区間）
東八道路～調布市富士見町三丁目
事業期間：平成11～平成20年度
- <4> 調布3・2・6、多摩川原橋、多摩3・1・6
（多摩川原橋区間）
調布市多摩川三丁目～川崎街道
事業期間：平成元～平成18年度
平成17年度末多摩川原橋完成に伴い、
交通開放予定
（矢野口駅区画整理（市施行）を含む。）



完成区間（武蔵野市関前）

（平成16年3月現在）

（注1）図面中の延長は、事業区間のうち、完成延長を含まない数値である。

（注2）「事業期間」とは、主として都市計画法に基づく事業認可を受けている期間を指す。

< 関連事業 >

緑豊かな環境施設帯を持つ調布保谷線が、東伏見公園、石神井川等を結び、水と緑のネットワークを形成

- ・ 東伏見公園整備事業
- ・ 石神井川整備事業
- 溜漕橋～弥生橋の整備



府中清瀬線

- <1> 東村山3・4・7
清瀬市上清戸一丁目～小金井街道
事業期間：平成3～平成20年度
- <2> 小平3・4・7
東京街道～青梅街道
事業期間：平成6～平成18年度
- <3> 府中3・4・7(清水が丘区間)
旧甲州街道～府中市清水が丘二丁目
事業期間：平成9～平成22年度
- <4> 府中3・4・7(是政区間)
府中市是政二丁目～府中市是政五丁目
事業期間：平成7～平成19年度
- <5> 是政橋
府中市是政三丁目～川崎街道
事業期間：平成5～平成22年度
(南多摩駅区画整理(市施行)を含む。)



府中所沢・鎌倉街道線

- <1> 小平3・3・8
小平市小川東町三丁目～青梅街道
事業期間：平成8～平成18年度
交通開放済
- <2> 国分寺3・3・8
五日市街道～多喜窪通り
事業期間：平成19～平成27年度
事業化に向けて計画段階環境影響評価
手続き中
- <3> 府中3・3・8
多喜窪通り～東八道路
事業期間：平成9～平成17年度
- <4> 町田3・3・8(本町田区間)
町田市本町田
事業期間：平成2～平成17年度
- <5> 町田3・3・8
町田市本町田～町田市森野五丁目
事業期間：平成4～平成18年度



(注1) 図面中の延長は、事業区間のうち、完成延長を含まない数値である。

(注2) 「事業期間」とは、主として都市計画法に基づく事業認可を受けている期間を指す。

立川東大和線

- <1> 立川3・3・30（芋窪区間）
青梅街道～新青梅街道
事業期間：昭和62～平成21年度
- <2> 立川3・3・30
西武拝島駅～立川市幸町一丁目
事業期間：平成6～平成17年度
交通開放済



八王子村山線

～平成19年度に全線完成予定～

- (<1> 中神区画整理 市施行)
- <2> 昭島3・4・9
昭島市中神町～江戸街道
事業期間：昭和47～平成19年度
- <3> 多摩大橋
新奥多摩街道～八王子市小宮町
事業期間：平成12～平成19年度



- (注1) 図面中の延長は、事業区間のうち、完成延長を含まない数値である。
 (注2) 「事業期間」とは、主として都市計画法に基づく事業認可を受けている期間を指す。

3 多摩地域における都市計画道路の整備方針 の策定

(局名) 都市整備局

平成 18 年度から 10 年間で整備すべき路線(優先整備路線)を示した第三次事業化計画を柱とする「多摩地域における都市計画道路の整備方針」を策定する。

【平成 17 年度 14 百万円】

都市計画道路の整備を進める

多摩地域では、現在663路線、1,422kmの都市計画道路が計画決定されている。これらの整備を計画的、効率的に進めるため、過去2度にわたり概ね10年間で整備する路線を示した事業化計画を定め、事業の推進に努めてきた。

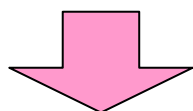
しかし、必ずしも計画どおりに整備が進んでいない状況にあることから、今後の都市計画道路の整備の方向性を改めて示すことが課題となっている。

< 整備方針の概要 >

多摩地域における都市計画道路の「必要性の検証」

東京が目指すべき都市づくりにとって、都市計画道路として今後ともその必要性が認められるかを検証

4つの基本目標(活力・安全・環境・暮らし)に照らして評価・検証を実施



必要性が確認された路線を対象として、
優先整備路線を選定

第三次事業化計画の策定(優先整備路線の選定)

渋滞緩和や防災性の向上、環境改善の基本的な視点に加え、横田基地の軍民共用化を視野に入れるとともに、近隣県などとの広域的な道路網の形成、沿道の街並み景観の創出など、多摩地域の特性を生かす視点を重視し、平成 18 年度から 10 年間で優先的に整備すべき路線を選定

【事業目標】

平成 17 年度末 整備方針及び第三次事業化計画の策定

連続立体交差事業により、鉄道を連続的に立体化し、渋滞している幹線道路の踏切だけでなく多数の踏切を同時に除却することにより、踏切渋滞の解消や分断されている市街地の一体化を図る。

【平成 17 年度 18,315 百万円】

踏切による渋滞を解消する

- ・ 多摩地域で約 500 箇所の踏切
- ・ 踏切遮断により交通渋滞及び踏切事故が発生
- ・ これまで、3 路線 5 箇所（小田急小田原線（成城学園前～登戸）、京王京王線（東府中～分倍河原外 2 箇所）、JR 中央本線（荻窪～三鷹））、約 12.1km の事業で 53 箇所の踏切を除去（一部区部を含む）



【事業目標】

3 路線、約 21.1km の事業で 51 箇所の踏切を除却予定 (平成 17 年 1 月現在)

路線(駅間)	延長(km)	解消踏切数	完成目標年度
JR中央本線(三鷹～立川)	13.1	18	平成 22 年度
JR南武線(稲田堤～府中本町)	4.3	15	平成 22 年度
京王京王線・相模原線(調布駅付近)	3.7	18	平成 24 年度



(平成 17 年 1 月現在)

【事業効果】

踏切遮断による交通渋滞及び踏切事故の解消

小田急小田原線
(世田谷代田駅
～喜多見駅間)



事業前



事業後

特に、JR中央線などでは、連続立体交差事業に併せて、調布保谷線などの交差する都市計画道路を整備することにより、南北交通の円滑化が図られる。

沿線まちづくり事業と一体的に進めることで、総合的な都市基盤整備に貢献

京王線府中駅
周辺



事業前



事業後

高架下の空間を周辺の土地利用計画に併せ、多目的な利用が可能

京浜急行線
青物横丁駅付近



(自転車駐輪場)

京王線
府中駅付近

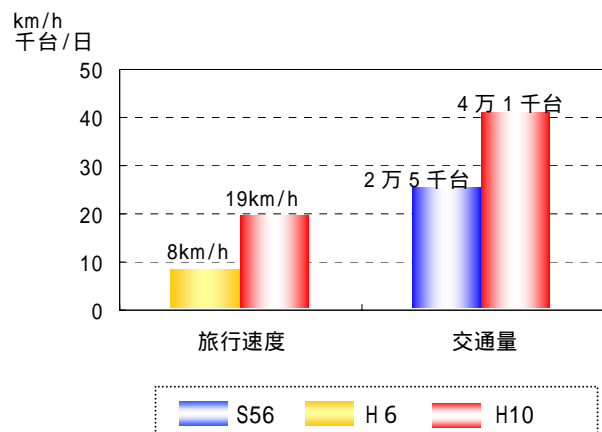


(市政情報センター)

< 事例 > 小田急小田原線(成城学園前駅～登戸駅)

13箇所の踏切除去等による効果

- 交通量の増加
2万5千台(S56) 4万1千台(H10)
- 平日の平均旅行速度の向上
8km/h(H6推計) 19km/h(H10実測)
経済効果 約75億円/年
(時間短縮+経費節減)
- 高架下利用
3駅に駐輪場5,700台分を整備



多摩地域を中心に 100 箇所の交差点において、交差点周辺の用地を取得し、右折車線等を設置することにより、渋滞の解消及び事故防止を図る。

【平成 17 年度 3,942 百万円】

交差点での渋滞を解消する

東京都では、抜本的な渋滞対策として、南北道路主要 5 路線(18 頁参照)をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を進めているが、整備には比較的長い期間を要する。

多摩地域を中心に深刻な交通渋滞の緩和を図るため、比較的短期間に、少額の投資で効果の発揮できる事業の実施が必要。

都の渋滞損失時間は全国 1 位

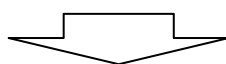
順位	都道府県	渋滞損失時間 (億人時間)
1	東京都	3.7
2	愛知県	2.8
3	大阪府	2.7
4	埼玉県	1.9
5	神奈川県	1.7
	全国	38.1

資料: H14 国土交通省資料

世論調査における東京の魅力を下げる要因の 1 位

順位	項目	割合 (%)
1	車の渋滞がひどいこと	72.8
2	食費や住居費など生活費が高いこと	58.8
3	通勤・通学ラッシュや人混みがひどいこと	57.7
4	大気や水の汚染、騒音や悪臭などがひどいこと	51.5
5	狭い・密集しているなど、住宅事情が悪いこと	50.9
6	町中や空き地、川辺などにゴミが散在すること	44.2

資料: 首都圏と東京に関する世論調査(東京都生活文化局 H14.1)



交差点すいすいプラン100の推進

- < 事業期間 > 平成 6 年度 ~ 平成 17 年度
- < 事業費 > 約 1,000 億円
- < 箇所数 > 多摩地域を中心とした 100 交差点で実施
- < 事業内容 > 道路拡幅による右折レーンの設置等



更なる交通円滑化を図る

- ・ 「交差点すいすいプラン100」対象交差点以外にも、右折レーンがないことで渋滞が発生している交差点がまだまだ多く残っている。
- ・ 新規道路の整備による交通流の変化等により、新たな箇所でも渋滞が発生



第2次交差点すいすいプランの策定

- < 事業期間 > 平成17年度～平成26年度
- < 目的 >
- ・ いまだ発生している渋滞の緩和
 - ・ 周辺状況の変化に伴う交通流の変化への対応
 - ・ 既に実施済あるいは他事業と連携し、「線の効果」を拡大



- < 実施内容 > 右折レーンの設置等による渋滞緩和と安全確保（歩道の併設）
- < 実施箇所 > 100箇所

（実施箇所の選定）

- ・ 多摩地域を中心に箇所を選定
- ・ 原則、渋滞時間2分（信号待ち1回程度）以上の交差点を検討対象
- ・ 片側1車線道路から優先的に選定

- < その他留意点 >
- ・ 再評価による中間見直しの実施
 - ・ 地元協力体制が整った箇所を優先実施

【事業目標】

- 平成17年3月
- ・ 「交差点すいすいプラン100」83箇所の完成予定（一部完成箇所含む。）
 - ・ 第2次交差点すいすいプランの策定予定
 - 平成16年12月次期交差点すいすいプラン（中間のまとめ）
 - 都民意見募集を実施

【事業効果】

交通渋滞の緩和
交通事故の防止
沿道環境の改善

< 事業実施例 >

町田市町谷原交差点
（最大渋滞長）1,300m 700m
（最大通過時間）16分35秒 6分17秒

（施工前）



（施工後）

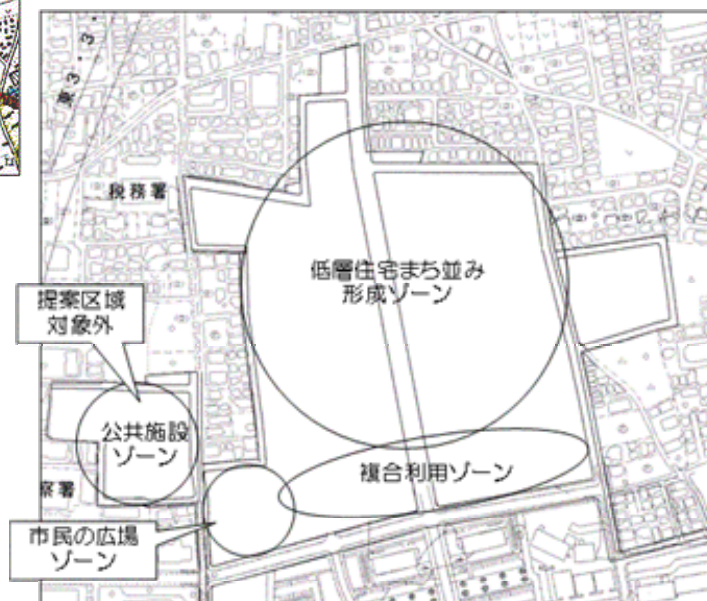
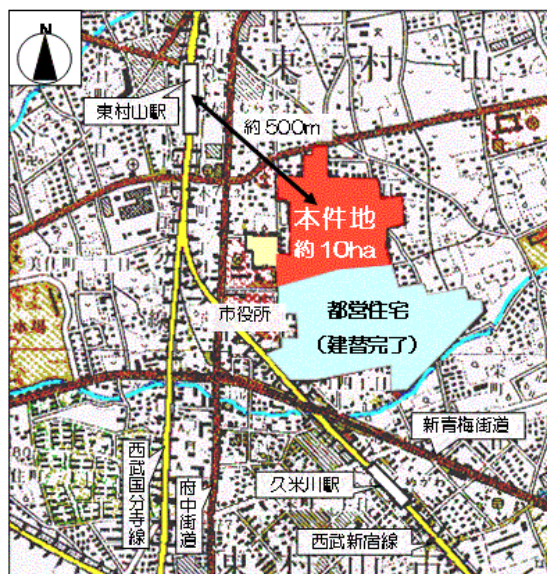


都営東村山本町団地の再編整備により生み出された土地を活用し、「戸建住宅価格の3割引下げの実証実験」と「郊外型居住モデルを提示するまちづくり」を行う。

【平成 17 年度 25 百万円】

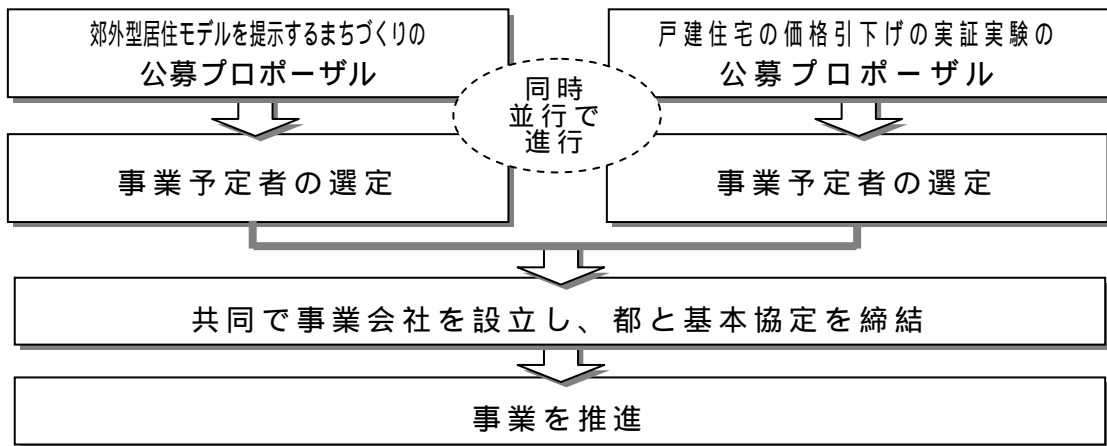
都営住宅の土地を有効活用する

- ・ 本事業用地の一部を使用して、戸建住宅の価格引下げに向けた先進的な取組に賛同する住宅生産者を公募・選定し、建物価格が3割安い戸建住宅の実現を目指した実証実験を行う。
- ・ 都営住宅の建替えによって生み出された土地（約10ha）を活用して、優良な住宅市街地開発のノウハウを有する民間企業グループを公募・選定し、多摩地域の郊外型居住モデルを提示するまちづくりを行う。

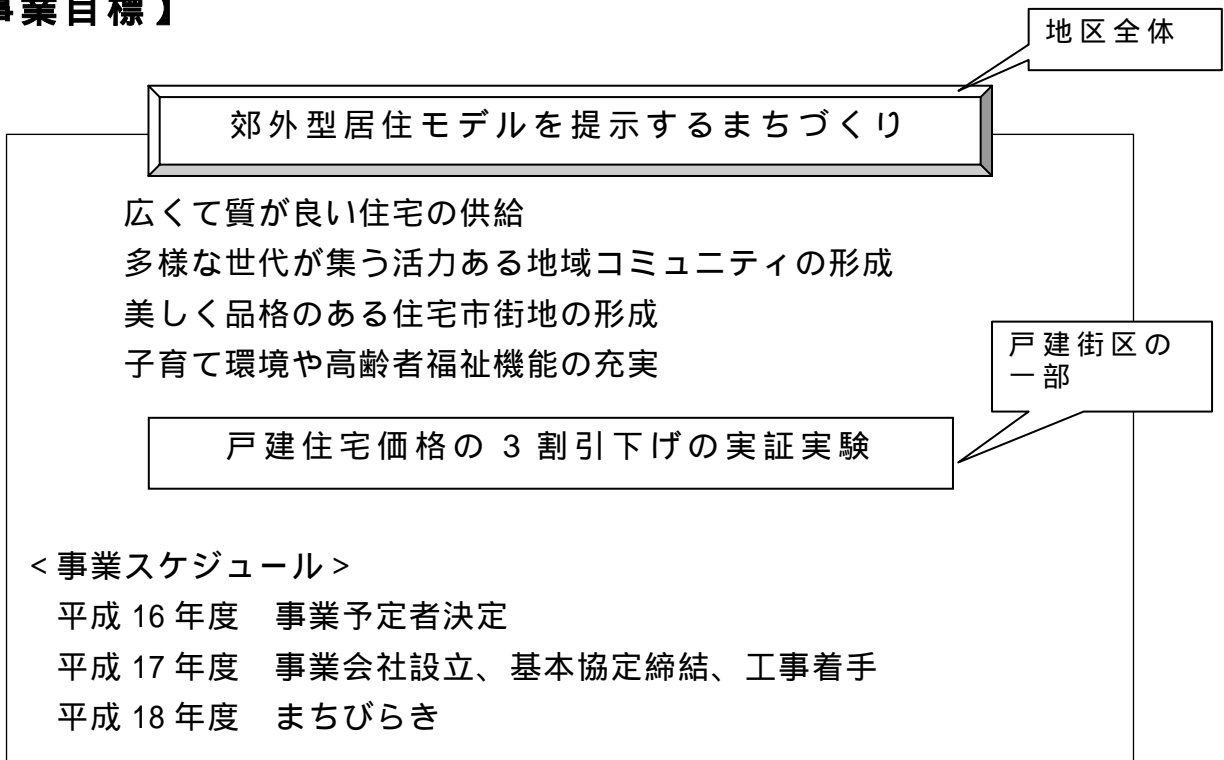


定期借地により事業を進める

- ・ 都は事業会社に対し、定期借地権により事業用地を貸し付け、その期間は 70 年を基本として設定
- ・ 事業会社は都市基盤施設等を整備し、住宅、生活利便施設等を建設（外構には多摩産材を活用）
- ・ 住宅取得者等に対する宅地供給は定期借地権の転貸方式とし、事業会社は、事業期間中、定期借地権の管理（地代徴収等）やまちなみの維持管理等を行い、期間終了時に土地を都に更地で返還



【事業目標】



7 産業支援システムの再整備

(局名) 産業労働局

中小企業に対する支援機能の充実を図るため、地域の強みを活かせる、専門性の高い支援体制を構築する。

【平成 17 年度 20 百万円(＊)】

中小企業に対する支援体制を構築する

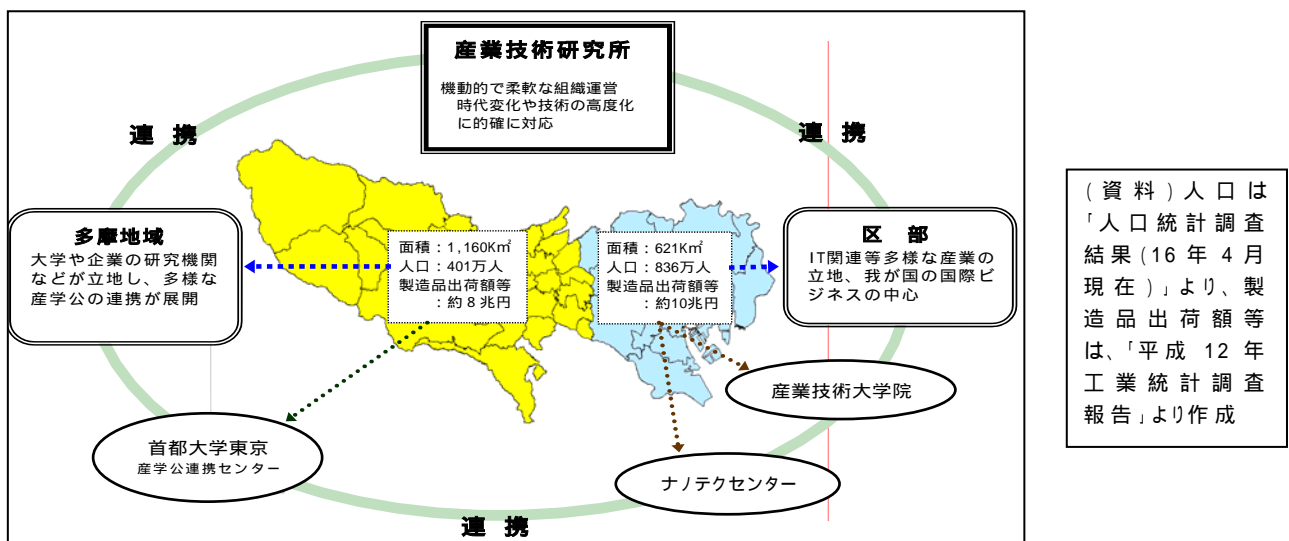
多摩地域は、製品開発型企業の割合が高く、企業の研究機関や大学も多数立地している。また、製造品出荷額も大きく、豊富な産業資源が存在している。一方、区部においては、IT関連等多様な産業が立地しており、我が国の国際ビジネスの中心となっている。これらの地域を将来に向けて総合的に発展させる必要がある。

そこで、産業構造の変化に直面する中小企業に対する経営・技術の支援を見直し、産業技術研究所等の試験研究機関や中小企業振興公社等による都内事業者への経営・技術の支援機能を、運営主体も含め抜本的に再検討し、時代に合った専門性の高い支援体制を構築する。

【事業目標】

平成 17 年度 企業ニーズ把握、現状分析・地域特性分析等調査を実施

平成 18 年度以降 調査結果を踏まえ、区部及び多摩地域における産業支援体制を構築



(＊) 本事業に係る多摩地域を含む東京都全体の事業費

8 首都大学東京「産学公連携センター」 の開設

(局名) 大学管理本部

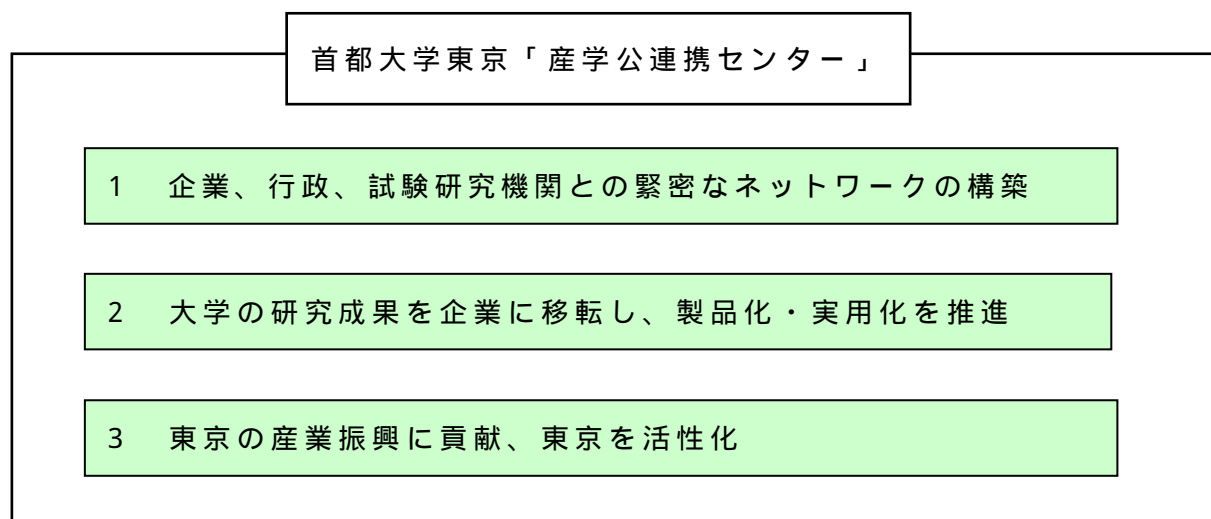
平成 17 年 4 月開学の首都大学東京は、大都市東京をベースとする地場優先の大学として、研究成果を社会に還元し、中小企業等の振興に寄与するため、「産学公連携センター」を開設し、産学公連携の積極的な推進に取り組んでいく。(注)

首都大学東京で産学公連携を推進する

首都大学東京「産学公連携センター」を開設し、技術移転や共同研究などを通じ、大学と企業、行政、試験研究機関などとの緊密なネットワークを組織的に構築していく。また、学内の研究成果を、積極的に企業に移転し、企業による製品化・実用化への道を戦略的に開拓していく。

【事業目標】

平成 17 年度 首都大学東京「産学公連携センター」開設・運営(日野キャンパス)



【事業効果】

首都大学東京の研究成果を、企業に移転するなど積極的に社会に還元することにより、東京の産業振興に貢献する。

(注) 公立大学法人首都大学東京における取組(法人への運営費交付金で措置)

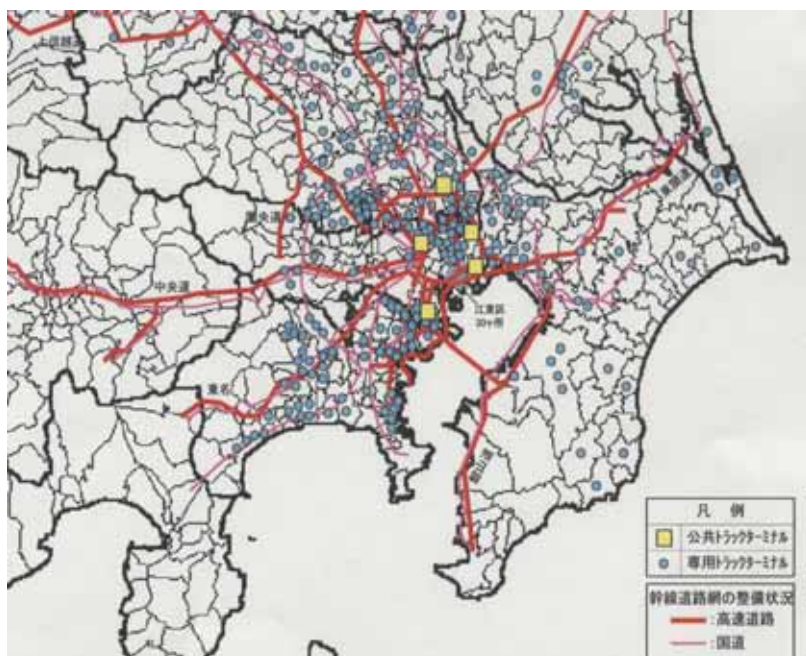
地元地権者や商工会議所を中心に構成される検討会を設置するとともに、地域特性に応じた望ましい物流拠点のあり方について地元市と検討を行う。

物流機能の充実が求められている

流通業務市街地が未整備の東京西南部地域では、首都圏内の他地域と比較しても物流量に対して物流施設が相対的に少ないことから、輸送効率の低下等が課題となっている。

都は、多摩地域における物流拠点整備の必要性や整備効果等を取りまとめた「東京西南部における物流拠点整備計画調査報告書」を公表した（平成15年12月）。

引き続き、この報告書をもとに、地元地権者や商工会議所などが中心となって地域特性に応じた望ましい物流拠点のあり方について検討を行う。



【事業目標】

西南部物流拠点整備の実現に向けて、求められる物流拠点の機能や整備方策について関係市とともに検討を進めていく。

【事業効果】

物流コストが低減するとともに交通渋滞の緩和や生活環境の改善が図られる。

地域が主体的に取り組む観光資源の開発や活用の促進及び広域的な観光振興への取組を支援する。

【平成 17 年度 74 百万円（*）】

地域の取組を促進し、広域的な観光振興を図る

多摩地域の観光は、交通網の発達により日帰り旅行の範囲が遠方に拡大したことや、旅行形態が団体旅行から個人旅行へ移行する中で、豊かな自然や地域産業などを活用した魅力的な体験型メニューの不足していることもあり、観光客数の逡減している地域も見られる。

一方、地域における情報発信、観光資源の開発、受入体制の整備等について積極的な展開が始まりつつあり、更に商工会、商工会議所等による多摩観光協会が設立され、広域的な連携による観光振興が図られようとしている。

【事業目標】

地域の観光資源の活用促進

- ・ 多摩・島しょ地域観光施設整備等に対する支援（観光案内板・体験学習施設等整備及びホームページの作成等観光振興への支援）
- ・ 産業を基軸とした観光ルートの構築（観光スポット開発整備等への支援）

観光まちづくりの推進

- ・ 「東京都観光まちづくり基本指針」の普及
- ・ 観光まちづくり東京プランナー塾の開催
- ・ 広域のかつ地域が一体となった観光への取組
- ・ 行政関係者・観光関連団体によるブロック別連絡会の設置
- ・ 東京観光財団を活用した民間事業者や観光協会との連携強化
- ・ 共通テーマによりブロックを越えた広域的連携事業への取組推進



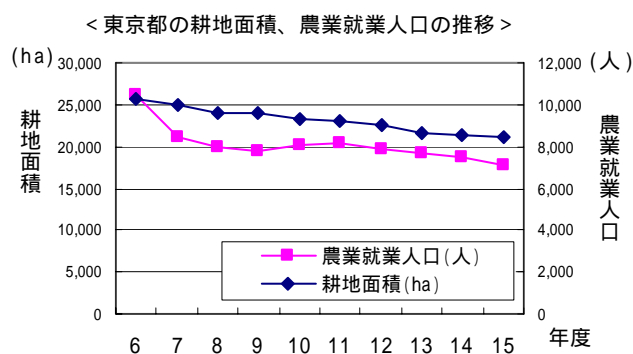
(*) 本事業に係る多摩地域を含む東京都全体の事業費

新鮮な農産物の供給を図るとともに、快適な生活環境や防災空間など多面的機能を有する農地を保全し、多様な農業の担い手を確保育成しながら、都市の優位性を発揮した農業経営を推進する。

【平成 17 年度 145 百万円（*）】

都市型農業経営を確立する

都市化により、農地や農業の担い手は減少し続けており、また輸入農産物の増加は農産物価格の低下を招いている。しかし一方では、共同直売所における直売や、都民が栽培を体験できる体験農園の開設など、大消費地にある利点を活かし、都民との交流を取り入れた意欲的経営が展開されている。また、近年、新たに農業の体験や農業への参入を希望する都民が増加している。



【事業目標】

都市の優位性を発揮した新しい農業経営の育成

- ・ 収益性の高い「ブランド農産物」など戦略的商品の開発・普及
- ・ 安全で新鮮な農産物を安定的に供給できる流通システムの整備
- ・ 新たな農業経営としての体験農園などの整備支援

発想豊かな後継者の育成・支援と新たな担い手・人材の確保

- ・ フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーの開催や無利子の就業支援資金の貸付
- ・ 新技術の導入など経営革新に取り組む意欲ある担い手・後継者への支援

都民の農業への理解の促進と都市農地の積極的保全

- ・ 学童農園・食育の推進など
- ・ 生産緑地の追加指定の促進
- ・ 都民・NPOなど新たな担い手と遊休農地とを結びつける「農地・担い手マッチング」の実施

(*) 本事業に係る多摩地域を含む東京都全体の事業費

【事業効果】

産業として魅力ある農業経営の展開と地域の活性化、安全・安心を基本とした多様な農産物の供給システムの確立

地域農業をリードする意欲的な担い手の確保

みどり率を確保し、防災面における安全機能を果たすなど、農業・農地による快適な地域環境の形成

【事業実施上の工夫】

農地の確保と保全のための制度改善の一層の充実や都市農業施策についての、国への積極的な提案

食の安全や都市農業に対する関心の高まりなど、社会環境の変化を踏まえた、農業振興プランの中間見直しの実施

区市町村、農業団体との連携強化による地域主導の農業振興を支援



直売場



農業とのふれあい

ブドウ（高尾）



ウド（都香）



ブルーベリー



ナシ（稲城）

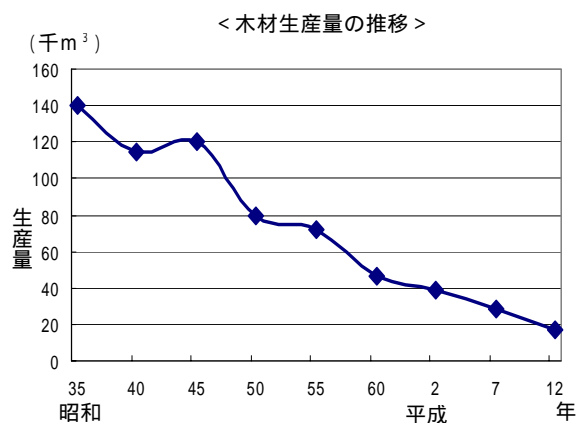
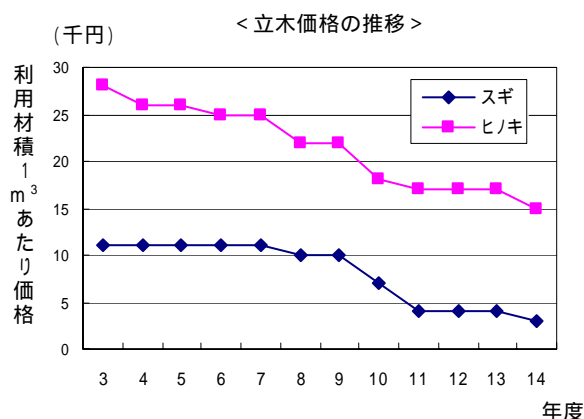
みどり率：ある地域における農地、樹林地、草地、宅地内の緑（屋上緑化含む）、公園、街路樹や河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合

多摩産材の需要を拡大するとともに、森林を活かした新たな産業の創出を推進する。

【平成 17 年度 139 百万円】

森林資源を活かした産業を創る

外材との競合により、木材価格は、ここ 10 年間で、スギは 6 割以上、ヒノキは 4 割下落し、生産コストの上昇もあり、木材生産量は、平成 3 年からの 10 年間でも 4 割近く減少している。林業生産活動の低迷は、森林への再投資を困難にし、森林の荒廃を招いている。



【事業目標】

多摩産材の需要の拡大

- ・ 公共事業及び公共施設での優先的な活用（治山・林道、公園・河川・道路、学校教室など）
- ・ 「東京の木・いえづくり協議会」等による多摩産材を活用した住宅などの普及啓発活動

区分	現状（14年度）	目標（27年度）	備考
原木 (木材製品)	15,000m ³ (9,000m ³)	50,000m ³ (30,000m ³)	【木材製品の内訳】 ・ 公共事業・公共施設・・・5,700m ³ （学校の内装化、ガードフェンス、木工沈床、 公園内の休憩舎、便所、控木） ・ 民間住宅（約1,200棟）・・・24,300m ³

() は木材製品ベース、原木の約6割を木材製品化

木製水路



学校教室



公園施設



民間住宅



新たな森林産業の創出

- ・ 森の新産業創出のための会議による新たな産業創出に向けた検討
- ・ 「観光、健康サービス」や「木材の新用途」の開発などによる、起業に向けた情報提供、森林ビジネス創業セミナーや異業種交流の実施



【事業効果】

森林の持つ多様な価値を事業化することにより、新たな産業・雇用の創出など地域活性化を促す。

木の循環を取り戻し、森林を保全するとともに、地球温暖化防止にも寄与する循環型社会の構築に貢献する。

13 多摩の森林再生事業

(局名) 環境局

手入れの遅れているスギ、ヒノキの人工林について計画的に50年間に4回の間伐を行う「森林再生事業」を実施する。

【平成17年度 420百万円】

間伐で森をよみがえらせる

多摩のスギ、ヒノキの人工林は、木材価格の低迷等により近年、十分な手入れが行われていない。そのため、地面に光が当らず、下層植生の生えない裸地化した森林が増加し、土砂流出、野生動植物の生息環境の破壊など森林の公益的機能が低下している。 図表1

【事業目標】

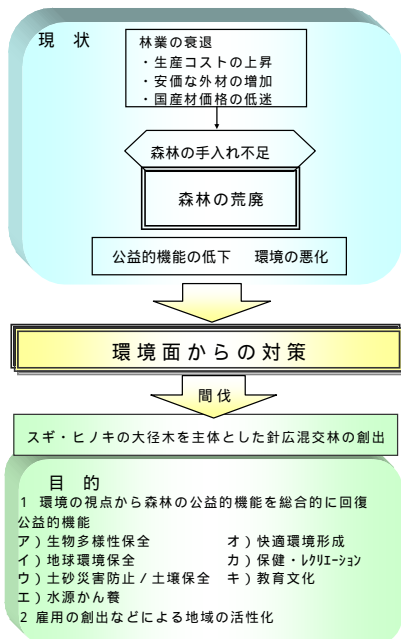
八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原村内に生育するスギ、ヒノキの私有人工林のうち、林業が成り立たず、必要な間伐が行われない森林、18,000haを対象に森林再生事業を実施 図表2

森林の所有者と「森林再生事業の推進に関する協定」を締結し(協定期間25年)、市町村の協力を得て間伐

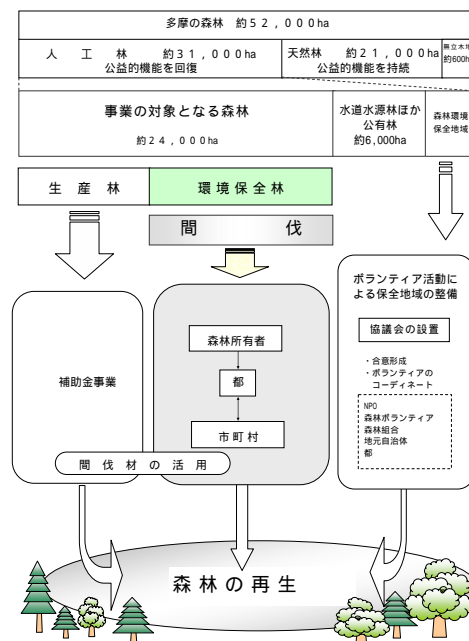
事業期間は50年間(平成14年度～平成63年度)とし、この間、それぞれの森林に対し4回の間伐 図表3

平成63年度までの間、毎年度 間伐予定面積 1,440ha

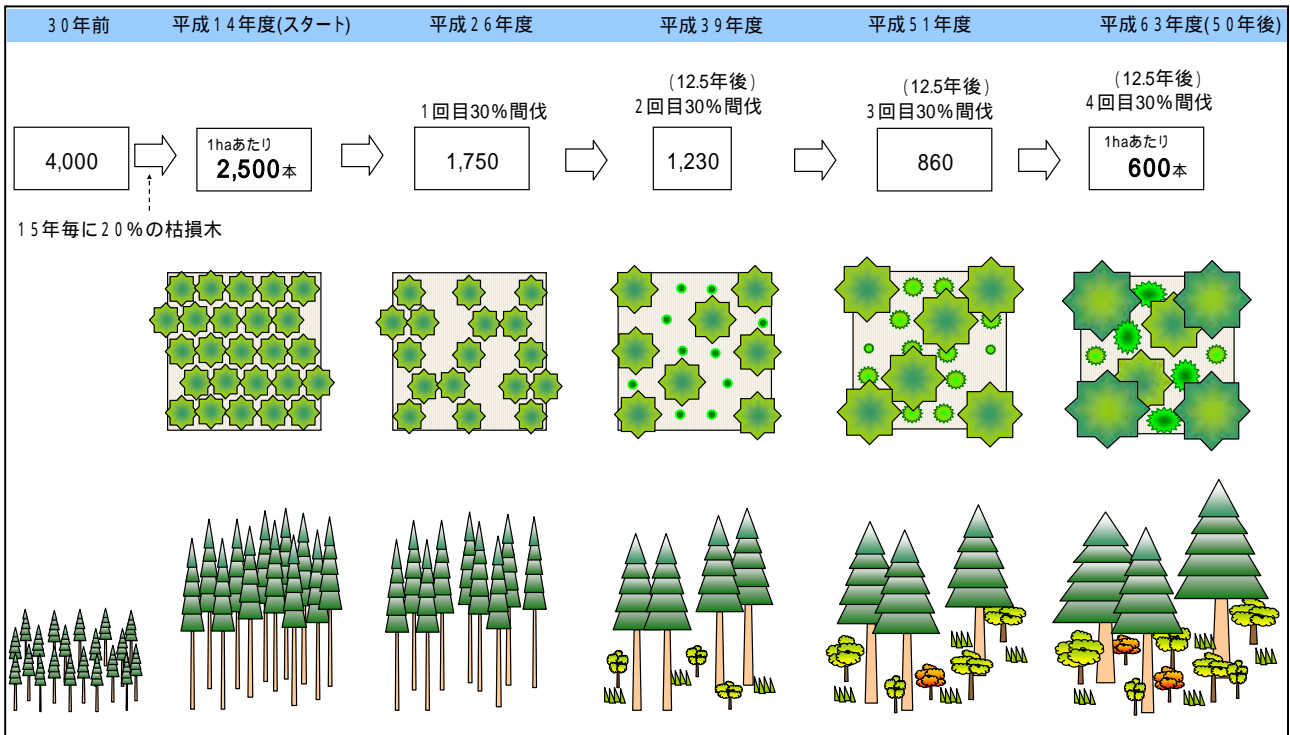
図表1 多摩の森林再生の考え方



図表2 多摩の森林再生事業のしくみ



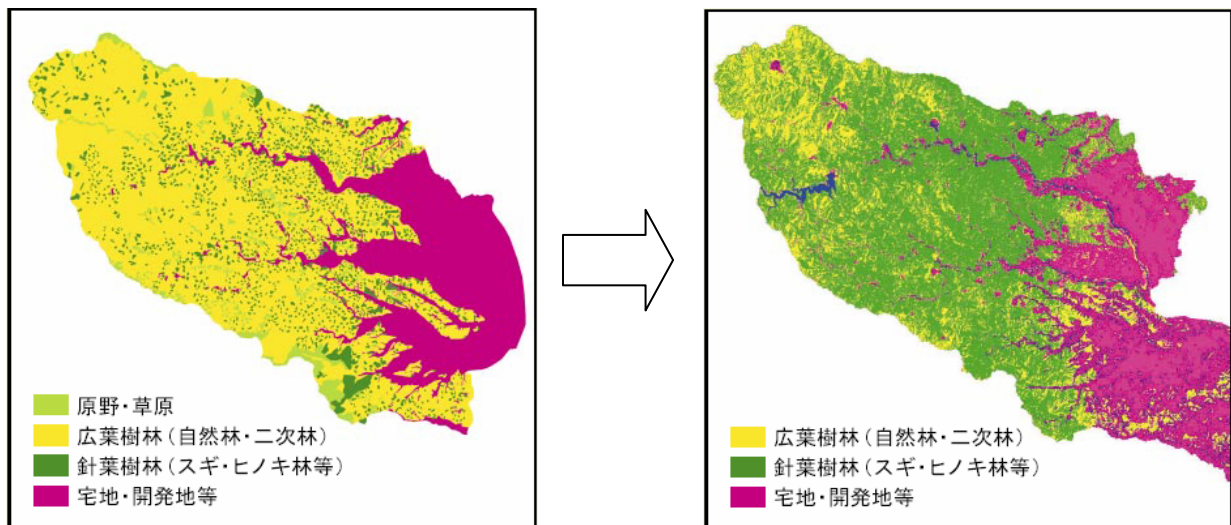
図表3 多摩の森林再生のイメージ（針広混交林化）



【事業実施上の工夫】

市町村と協力して、不在森林所有者にダイレクトメールを送付するなど、森林所有者に積極的に働きかける。

参考 多摩の森の変遷



約100年前(明治40年頃)の森の姿

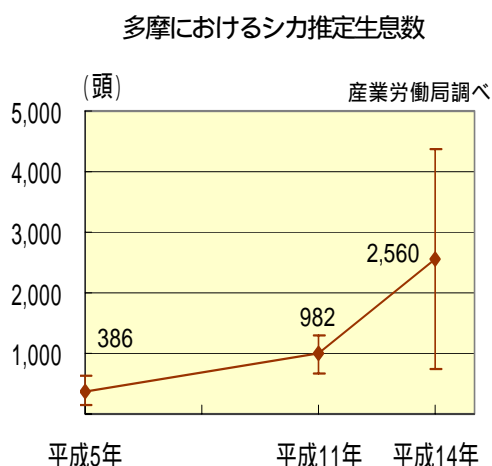
平成8年頃の森の姿

シカ食害による森林の荒廃を防ぐため、シカの管理捕獲、森林の植生回復、土砂流出防止事業等を実施する。

【平成 17 年度 650 百万円】

シカの食害から森林を守る

多摩地域のシカ生息数は、平成 5 年から平成 14 年までの 10 年間で約 7 倍に増加し、生息分布域も拡大している。平成 16 年 5 月から 10 月にかけて実施した森林被害調査では、多摩の森林の約 4 割で植生被害が確認されている。



【事業目標】

「シカ保護管理計画」を策定する

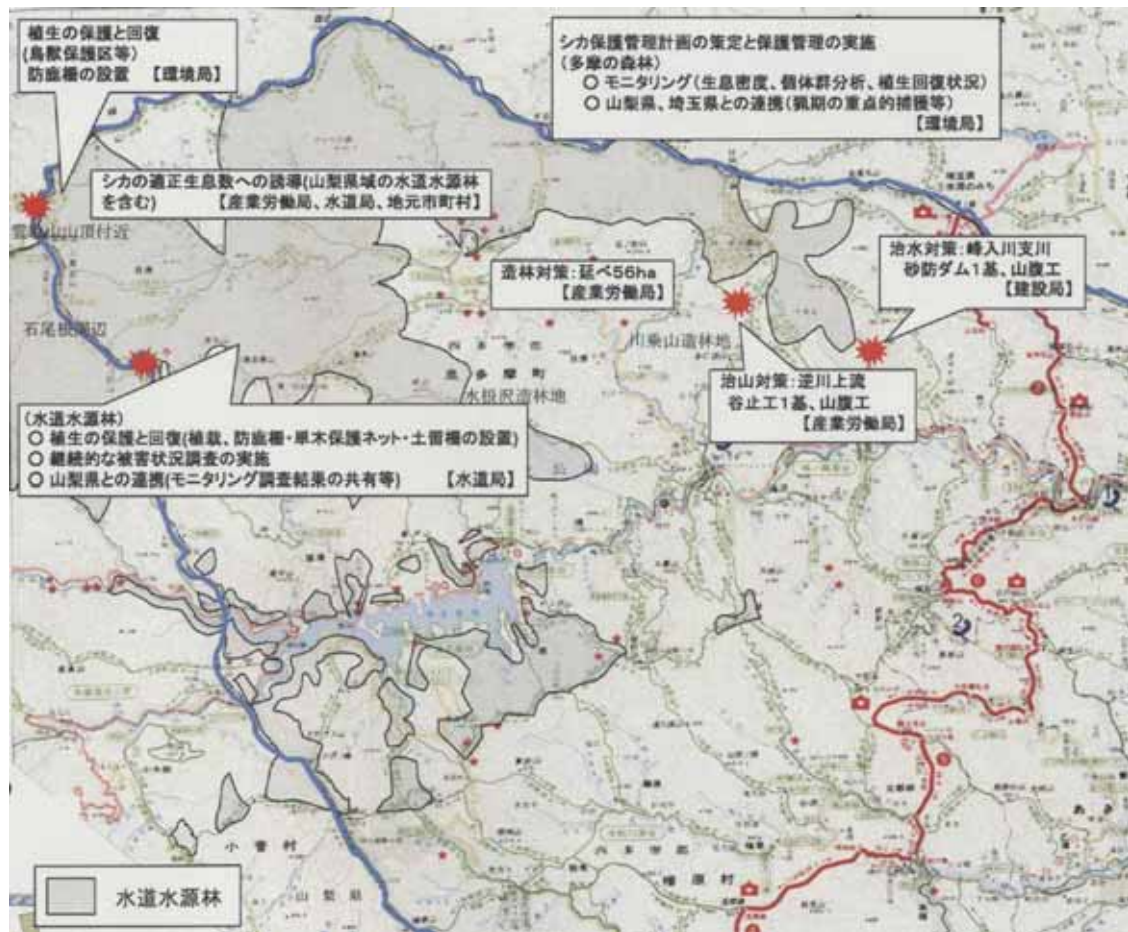
計画的なシカの捕獲と森林の被害防止対策などを総合的に実施する「シカ保護管理計画」を早急に策定

緊急対策を展開する

シカ食害の緊急対策として、シカの捕獲数を増やすとともに、土砂流出防止のための治山・治水工事、植生の保護・回復のための防鹿柵・単木保護ネット等の設置、山梨県や埼玉県と連携した猟期における重点的捕獲などを実施

- ・ シカの適正生息数への誘導
- ・ 治山対策（平成 19 年度まで：延べ 14ha）
- ・ 造林対策（平成 19 年度まで：延べ 56ha）
- ・ 治水対策（平成 19 年度まで：砂防ダム 1 基、山腹工）
- ・ 植生の保護と回復（防鹿柵・単木保護ネット・土留柵の設置等）

<シカ被害緊急対策位置図>



【事業効果】

水源かん養機能の回復、土砂災害・水害の防止などの生活の安全を確保し、都民の財産である奥多摩の森を保全・回復する。

【事業実施上の工夫】

シカの生息分布域が拡がりつつあるため、関係自治体や地域住民と協働して、被害防止対策を講じていく。

参考写真



15 企業及びNPOとの協働による 緑の保全(東京グリーンシップ・アクション)

(局名) 環境局

企業・NPO等と行政の連携による自然環境保全活動である「東京グリーンシップ・アクション」について、対象地区、取組を拡充する。(注)

多様な主体と連携して緑を守る

都は、多摩地域に広がる緑地、山地及び丘陵地の雑木林など都内に残された貴重な自然を保護し回復するため、44地域688.4ha(平成16年4月1日現在)を保全地域に指定している。都民や企業の自然環境の保全への関心は高まっており、企業の社会的責任の取組の一つとして、環境を通じた社会貢献活動に参加する企業が増えている。

【事業目標】

森林環境保全地域、緑地環境保全地域等保全地域において、企業・NPO等と行政が連携して、間伐や植栽などの自然環境保全活動を実施。企業は一定額の資金等提供と社員ボランティアの参加、NPOは活動の運営及び都民ボランティアの募集、都は活動場所及び道具類の提供をそれぞれ分担

平成17年度以降 青梅上成木森林環境保全地域、図師小野路歴史環境保全地域、戸吹北緑地保全地域、大谷緑地保全地域の4地域に加え、他の保全地域への拡大等を検討

<東京グリーンシップ・アクションのしくみ>



<実施地域位置図>



(注) 企業・NPO等との連携により実施している事業

16 東京都レンジャーによる自然公園の 適正利用・管理

(局名) 環境局

自然公園の環境を保全するため、自然保護員による適正利用管理を推進する。

【平成 17 年度 38 百万円 (*)】

東京都レンジャーの巡回により自然公園を守る

東京都には 3 箇所の国立公園のほか、国定公園、都立自然公園があり、東京の総面積の約 3 分の 1 が自然公園区域である。特に、多摩地域 (自然公園が所在する 14 市町村) においては、自然公園面積が約 54% も占め、貴重な観光資源となっている。

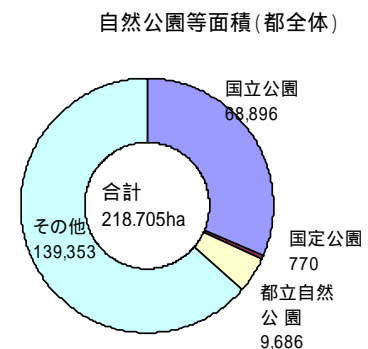
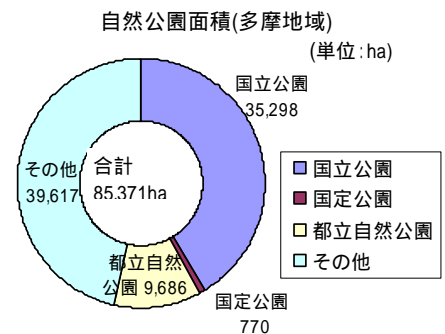
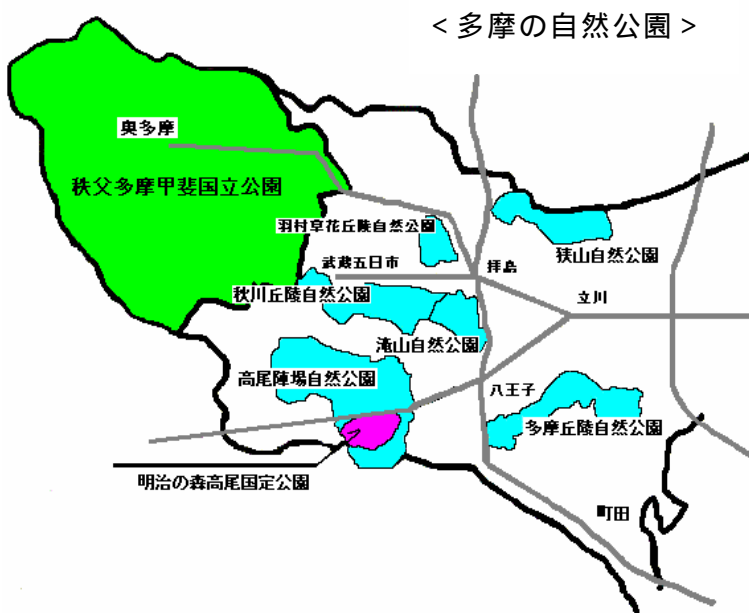
【事業目標】

東京都自然保護員 (東京都レンジャー) が、現地での巡回活動を行い、自然公園等利用者に対する利用マナーの普及啓発・指導、植物の盗掘等不正行為の監視及び是正指導、指導標、歩道等自然公園施設の点検、危険箇所の応急補修を実施

- ・平成 16 年度創設 高尾自然公園管理センター 3 名
- 奥多摩自然公園管理センター 1 名

東京都レンジャーの拡充

平成 17 年度 2 人 (奥多摩地域)



(*) 本事業に係る多摩地域を含む東京都全体の事業費

アユが 100 万匹も遡上し、年間 2000 万人の人々が訪れ、都民に憩いを与えている多摩川などの水環境を維持・向上する。

【平成 17 年度 3,489 百万円】

多摩川などの水環境を維持・向上する

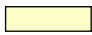


多摩川の河川水量に占める下水処理水の割合が 5 割を超えるなど、下水道は多摩地域の良好な水環境の形成に大きな役割を担っている。

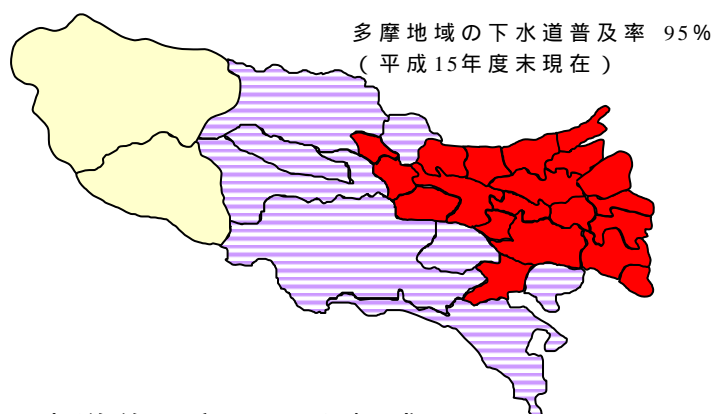
多摩地域の下水道普及率は、平成 15 年度末で 95% に達しているが、合流式下水道区域が 24% を占めており、雨天時の未処理放流水の排出や、きょう雑物の流出等への対応が求められている。また、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正や多摩川の水質環境基準を達成するため、今まで以上に処理水質を向上させる取組が必要となっている。

【事業目標】

未普及地域の解消

- 多摩西部地域などの市町村の公共下水道等整備と整合を図りながら、流域下水道の整備を促進

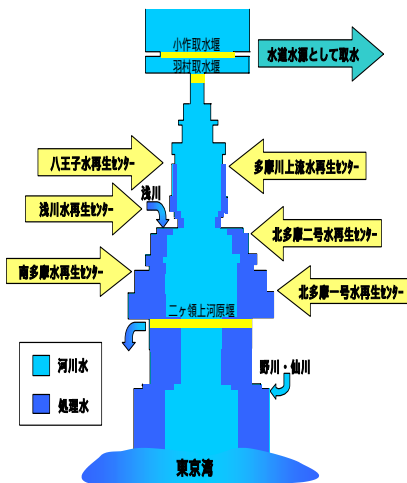
普及率	
	10% 未満
	80 ~ 95%
	96 ~ 100%



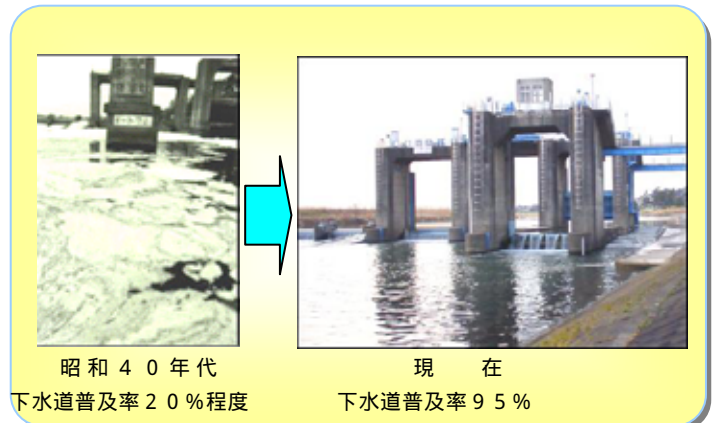
- 平成 20 年代後半までに下水道普及率 100% を概成
合流式下水道の改善
- 雨天時における公共用水域の水質保全を図るため、都と関係市が協同し、合流式下水道緊急改善計画を策定し、雨水吐口でのきょう雑物の流出対策等を推進
- 北多摩一号、北多摩二号水再生センターでの簡易処理水質の改善対策を実施
- 総放流汚濁負荷量を分流式下水道並みに改善

高度処理の推進

- “窒素”や“りん”を除去するため、水再生センターの建設・更新に合わせ、高度処理施設の整備を推進するとともに、下水再生水の活用を促進
- 平成20年代後半までに水再生センターにおける高度処理の割合60%を目標



< 下水処理水が半分を占める多摩川 >

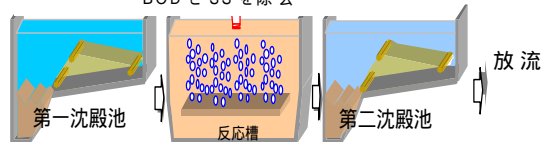


< 多摩川の水環境の改善状況(大田区調布取水所付近) >

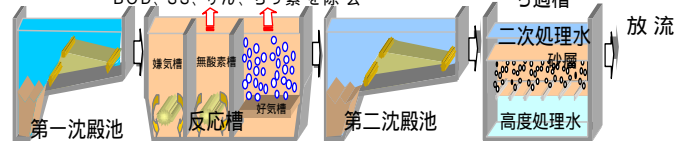


< 下水道管きよから雨水で希釈された汚水の一部が放流 >

従来の処理：標準活性汚泥法
BODとSSを除去



高度処理：嫌気・無酸素・好気法(A₂O法)
BOD、SS、りん、ちっ素を除去



< 従来の処理と高度処理の比較 >

【事業効果】

すべての都民の快適な生活環境を実現するとともに、多摩川などの水辺環境の向上

【事業実施上の工夫】

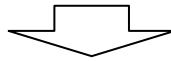
高速ろ過など新技術の積極的な導入による既存施設の有効活用と建設費、維持管理費の抑制

新潟県中越地震で浮き彫りになった、山あいの集落の孤立、情報連絡体制や避難所運営のあり方などの課題について、山間部を中心に、地元自治体や関係機関と連携し、対策を拡充する。

【平成 17 年度 1,874 百万円】

山間部の安全性を高める

新潟県中越地震では、中山間部を中心に、土砂崩れなどによる道路の寸断が多発し、7 市町 58 地区が孤立状態となり、孤立地域との情報の途絶などにより救援対策に遅れが生じ、避難住民は、孤立地域内での自力対応を余儀なくされた。

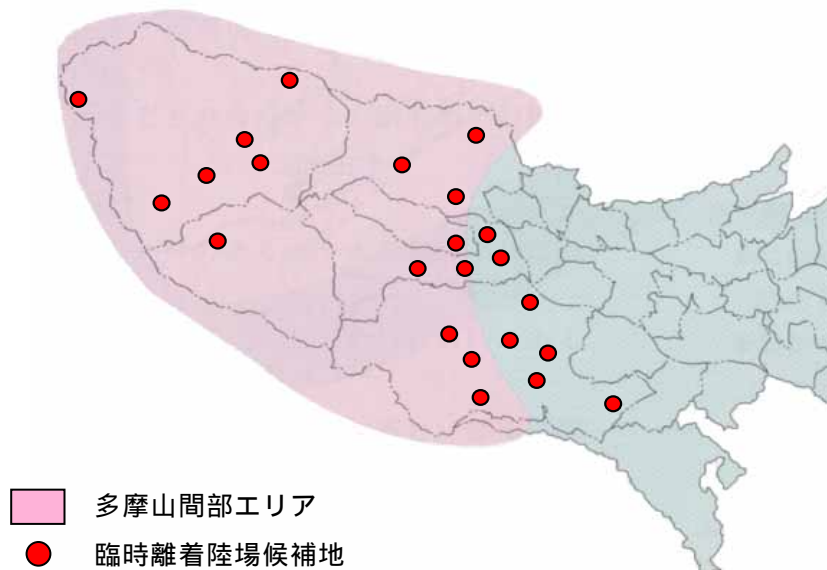


多摩地域山間部の災害時における孤立地域対策が必要
(八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町)

< 参考：都における山間部災害対策の現状 >

- ・ 市町村防災無線の整備：山間部地域 固定局約 5,700 局、移動局約 300 局
- ・ 市町村における災害時の生活必需品の備蓄（指定する避難所内や防災備蓄倉庫） 山間部地域：避難所内 74 箇所、備蓄倉庫 80 箇所

< 災害時臨時離着陸場候補地（多摩山間部） >



(東京都地域防災計画データにより作成)

災害時臨時離着陸場：東京都地域防災計画に基づき、災害時救助活動の拠点となる候補地をあらかじめ選定し、震災時にはこの候補地から必要に応じて使用するための措置を行う。

【事業目標】

応急活動用データマップ及び孤立地域発生時における行動計画の作成

応急活動のための拠点（ヘリポート・孤立の恐れのある地域）や孤立地域が発生した際の情報連絡、救出救助、被災者救援等について、都、市町村、関係機関が共通して認識・活用するための応急活動用データマップ及び具体的行動計画を作成する。（平成 16 年度末）

土砂災害対策の推進

土石流やがけ崩れ、地すべりといった土砂災害から都民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を促進する。

- ・ 地すべり対策事業（奥地区）
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業（南浅川地区、初沢地区）
- ・ 砂防事業（峰入川支川）

<土砂災害対策事業箇所図>



中小河川整備の促進

局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減、防止するため、山間部を含む多摩地域において中小河川の整備を促進する。（対象河川：谷地川、霞川など）

多摩川南岸道路・秋川南岸道路の整備

災害時に孤立する地域が発生しないよう、また、山間部に住む人々の生活や観光・産業に資するよう、信頼性の高い代替交通路線を整備する。

都立府中病院のある府中キャンパスに、「多摩広域基幹病院（仮称）」と「小児総合医療センター（仮称）」等による、「多摩メディカル・キャンパス」を整備する。

【平成 17 年度 434 百万円】

高度・専門的医療機能の充実を図る

限られた医療資源を最大限に活用し、都民の医療ニーズに応じていくための効果的、効率的な医療提供体制が必要である。

【事業目標】

項目	患者規模	特徴ある施設
「多摩広域基幹病院（仮称）」	入院 750 床 外来 1,500 人程度 （一日当たり）	・救命救急センター ・緊急用ヘリポート
「小児総合医療センター（仮称）」	入院 600 床 外来 750 人程度 （一日当たり）	・母体胎児集中治療管理室（M-FICU）9 床 ・新生児集中治療管理室（NICU）24 床 ・集中治療室（小児 ICU）10 床

平成 17 年度 P F I 事業者決定

平成 18 年度以降 設計、工事

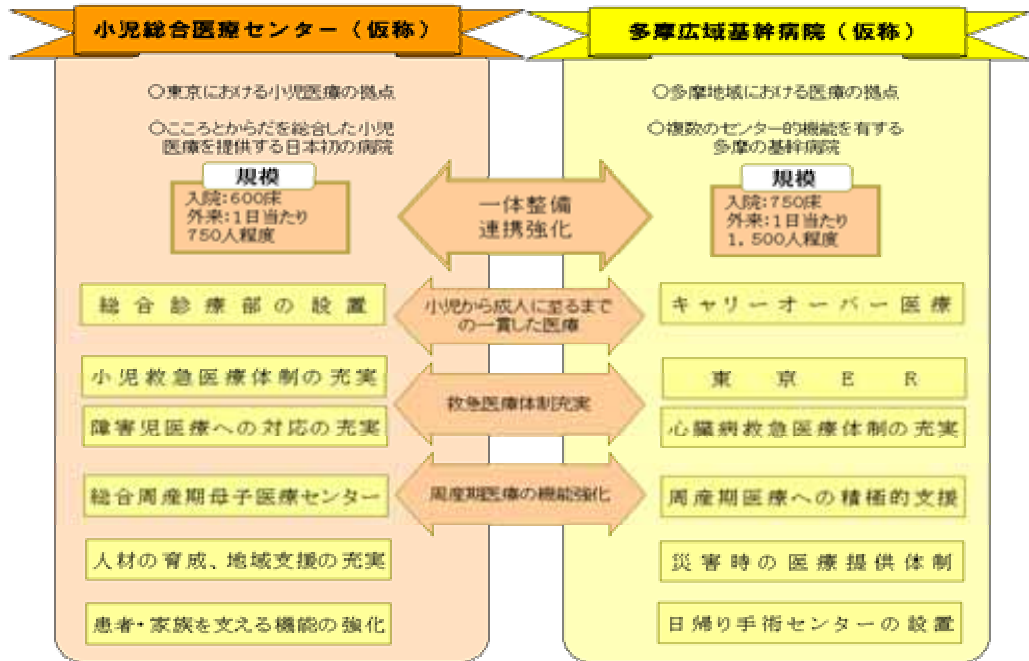
平成 21 年度 開設

多摩地域で総合的な医療機能を持つ唯一の都立病院である都立府中病院を、「多摩広域基幹病院（仮称）」として整備し、高度・専門的医療を適切かつ安定的に提供

都立清瀬小児病院、都立八王子小児病院及び都立梅ヶ丘病院を統合して、都における小児医療の拠点である「小児総合医療センター（仮称）」を整備し、「こころ」と「からだ」を総合した小児医療を提供。また、地域の小児医療を提供する医療機関や新生児医療等に対応可能な医療機関と連携し、多摩地域の小児医療、周産期医療を充実

新たに整備する病院とキャンパス内の施設が、相互に連携・協力し、集約のメリットを活かしつつ、「多摩メディカル・キャンパス」として医療水準を向上

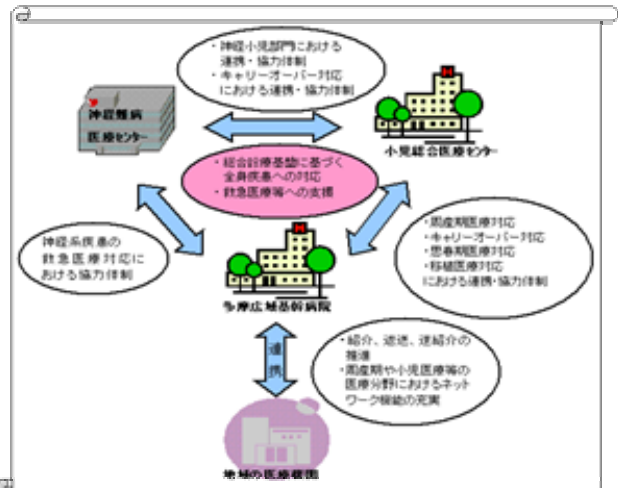
< 施設概要 >



< 建設予定地の配置図 >



< 医療連携イメージ >



【事業実施上の工夫】

両施設を一体的に整備し、相互の連携・協力の充実を図る。

P F I手法を活用し、効率的事業推進を図る。

医療連携・医療相談・医療援助部門により、地域の医療機関等との連携を更に強化する。

【事業効果】

小児から成人に至るまでを一貫として捉えた医療を提供する。

医療に関わる多くの情報・技術の相互利用や積極的な交流により、優秀な人材を育成するとともに、新たな医療の姿を創造し、全国に向かって発信する。

平成 25 年に多摩・島しょ地区を中心とした魅力ある国体の開催に向けて準備を進める。

【平成 17 年度 8 百万円】

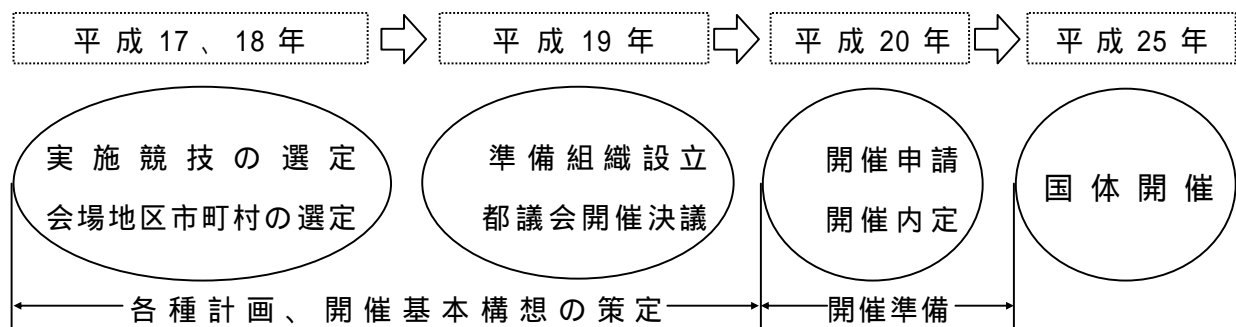
世界を目指すアスリートたちの参加

東京都は、平成 25 年に開催される第 68 回国民体育大会の招致を財団法人日本体育協会と国に要望し、平成 14 年に内々定を受けている。このため、平成 20 年までに実施競技や会場地の決定をはじめとする準備を進め、開催申請を行う。また、開催が内定した後は競技、宿泊・交通、広報及び各イベント等の具体的準備を計画や構想に基づき行う。

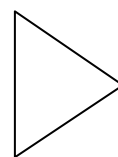
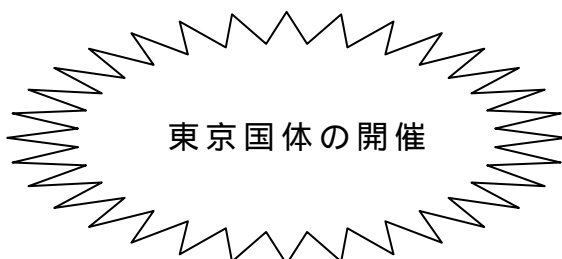
【事業目標】

多摩・島しょ地域を中心とした開催とし、産業や観光資源などの魅力を全国にアピールし、地域の発展に資する。

多くのトップアスリートの参加促進やスポーツと芸術を融合した国体等を検討し、様々な工夫を凝らして都民をはじめ全国が注目し共感を呼ぶ国体を実現する。



【事業効果】



生涯スポーツ社会の実現
 多摩・島しょ地域の活性化
 都民の郷土意識を高める
 青少年の夢(心と体)を育む

平成 17 年 1 月発行

印刷物規格表 第 2 類

印刷番号 (16) 48

多摩リーディングプロジェクト
- 明日の多摩を拓く -

編集・発行 東京都総務局行政部振興企画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5321) 1111 内線 24-791 ~ 4

印 刷 株式会社 膳栄社
東京都千代田区猿樂町 2-2-12
電話 03 (3294) 6385